

## 第2回智頭町議会定例会会議録

令和4年6月9日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

### 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	4番 藤田 浩祐
5番 宮本 行雄	6番 田中 賢
7番 谷口 翔馬	8番 波多 恵理子
9番 安道 泰治	10番 大河原 昭洋
11番 河村 仁志	12番 谷口 雅人

### 1. 会議に欠席した議員（0名）

### 1. 会議に出席した説明員（15名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	江 口 礼 子
総 務 課 参 事	川 本 均
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	葉 狩 麻 早 子
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午 前 9 時 0 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、仲井茎議員、2番、西尾寿樹議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（谷口雅人） 日程第2、一般質問を行います。  
質問者は、お手元に配付しているとおりです。  
なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答方式によ

り行い、質問、答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受付順に、これより順次行います。

初めに、河村仁志議員の質問を許します。

11番、河村仁志議員。

○11番（河村仁志） 皆様、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って順次質問いたします。

質問に入ります前に、もう少しで改選後1年となります。私は4つの公約を挙げ立候補いたし、今、支援者皆様の付託を受けて議員としてここに登壇しています。

住民福祉施策の充実、子育て支援の充実、林業、農業、地元産業の振興、共助共生のふるさとづくり、この公約に基づき一般質問をここ1年間で行ってきました。

子育て支援の充実は、おおむね本町智頭は他町より手厚いと私は感じていますので、質問は今のところしておりません。

今回は所管の関係機関との意見交換会を基に質問します。

林業、農業、地元産業の振興、この部分について質問に入ります。

我が智頭町は、急峻かつ広大な森林を有しています。林業は造林から育成まで、長い年月がかかります。智頭林業の特徴は、大径木を収穫するという、おおむねそういう産業でありました。現在では大径木はあまり好まれず、今後は時代のニーズに合った生産方法が必要になってくると考えます。

さらに、町内の労働人口は減少することが予測される中で、林業においてICT技術を活用し、林業従事者の生産性を向上させるとともに、労働安全の確保、雇用形態の安定化など、担い手の確保、育成が重要になってきます。

これに関してですが、現在の森林環境譲与税約5,000万円が段階的に配分され、配分額も少しずつ増加してきており、令和6年度から約8,300万円に引き上げられるという予定です。この増額分での林業の施策で、森林環境譲与税の有効活用方法はどのように考えておられるのか、町長のお考えをお聞きします。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 河村議員の林業に関する質問、まずは森林環境譲与税ということであります。

議員ご承知のとおり、森林環境譲与税、これは令和元年度から始まった新しい財源であります。初年度は2,000万余りでしたが、徐々に増えて、言われるとおり、今年度は6,000万余りの譲与金があるのではないかとこのように思っております。最終的には、先ほど言われました、6年度には8,000万余りの数字になるのではないかなというふうに予測してはいますが、まあまあこれも決定の項目か、数値といいますか、それが来てないとまだ確定ではないというところでもあります。

これの活用につきまして、これまでも議会にいろいろ丁寧に説明してきましたし、この中で林業の担い手の確保・育成、そして、この智頭町における森林いわゆる林業に関する課題解決、こういったものに幅広く活用してきたところでもあります。

今後も、その方針は変わらずに、人材育成を初めとした本町独自の事業に有効に活用していきたいと思っておりますし、それと同時に、将来まとまった、いわゆる木材を使った事業、例えば大きな建物になるのかも分かりませんが、いろんな部分に活用できるような、そういったことのために、少し基金として貯蓄をして、そういったときに利用しようかと、そういうふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 答弁いただきました。最後のほうに、森林環境譲与税、基金のほうの積立てという話もございました。これから関連する質問に入っていくと思っておりますが、やはりそういった人材育成とか、今後智頭町の基幹産業である林業に対しての有効的な活用で使っていただけたらというふうに思います。

そこら辺でもう少し具体的にこんなことがというようなお考えがもしあれば、少しお聞かせ願えませんか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど申しましたように、具体的にということではないんですけども、例えてということで理解していただければ、この本庁舎、それから総合センター、こういったものもずっと未来永劫しっかりした建物であると言いくらいというふうに思います。向こう10年ぐらいになれば、そういったことも具体的に考えていかなきゃならないのかなというふうに思います。そういったときに、公的施設をまたこのコンクリートで建ててもいいのか、そういうことをするのか、例えば、構造材だけはそういうふうにして、また、内装を図書館みたい

な格好でつくるのか、そういったことも含めて、木材を利用する場合に、それを当てたいというふうな考えも持っております。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 10年先を見据えた総合的な複合的な庁舎のお考えってということで、鳥取市内でも、日の丸産業さんの本社がALCでしたかいね、全部木造で造ってあるっていうようなこともあるので、いつか僕も見に行きたいなというふうに考えておりますが、もう一度活用方法も検討していただきたいと思います。

また、次の質問にも関連するんですけども、林業生産活動との組合せ事業ということで、半林半X、就労形態の構築での考えなんですけども、先ほどの森林環境譲与税の使い方の一部にも関与するのかなというふうに思いますけども、林地残材の有効活用で、チップ材としてバイオマス発電などに利用されていることはご存じだと思います。約、智頭町では1万5,000トンの材が町外に搬出されてチップ加工をされています。この林地残材やC材といった資源ですが、約1トン当たり6,500円出荷され、先ほども言いました1万5,000トンという資源をかけますと、大体約9,600万円、このものが、この大切な資源が町内でチップ加工して出荷すれば、今の値段よりも1.25倍になるのではという意見を聞きましたけども、ここら辺の、唐突ですが、チップ加工等に手がけるような考えっちゃうのは、ちょっと町長にはあるか、お考え聞かせてもらえませんか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 建築用材の見込みが立たないというような、いわゆる端材というか、そういったものの林地に残す残材という、そういったものもみんなひっくるめての活用ということになるんだろうと思います。これを付加価値をつけて町外に出荷するよりも、安定的に智頭町でちょっと加工して金にする。今のところ、さっき議員が言われたような6,500円、これが9,600万円になるんだと。そういったことも考えれることは考えれるし、実際そうなんだろうと思うんですけども、例えて言うと、例えばそれを加工する施設の立地条件であるとか、それから、年間の事業量はどのぐらいそういったことができるのか。それから、雇用の関係、それから収支見込み、いろんなことをやっぱり見て、誰がするのかと、その事業をですね。そういったこともひっくるめて考えていかないと、

それでも、その方々が町内の業者なのか、外部から来るのか、いろんな条件があるんだろうと思います。ですから、そういった具体的なただ単に林地の残材を智頭町で加工して売れば高く売れるし、その金が智頭町に残るんだよと言われても、本当にそれが残るのか、収支がきちっとできるのか。いろいろ考えてみないと、なかなか難しいことではないかなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 全く町長のご指摘のとおりです。考えを述べただけなので、こういったことをだんだん試算して行って、オール智頭でやっていけば可能なことであれば、可能な方向に持っていけるのではないのかなと思いますし、よく、町長がやれん、やれんじゃなくて、やれる方法をどうやったらやれるのか考えないけんいうて、いつつも叱られますんで、そこら辺も踏まえた上で、今後も一つ検討していただけたらと思います。

大体、チップを生産するクラッシャーの設備が約1億円程度というふうには考えれば設備導入しても、大体先ほどのトン数の売上げの粗利の部分からいっても4年程度で償還できるのではないのかなってというのが、私のざっくりとした今の考え方ですので、これ以上試算してませんので、何ら根拠はございません。

また、これに伴う雇用創出など、間接的な波及効果っていうのも望めるはずだと私は考えております。さらに、現在が1万5,000トンの出荷なんですけども、これをうまく効率よく、例えば森林組合さんとか、関連機関の企業、業者さんとやっていけば、2万トンぐらいも可能になるのではないかなというふうには考えております。

まだまだ伸び代があると考えておられますが、やはりこの端材等々を考える中で、町長、もう一度お伺いしますが、これをもう少し前向きに、立地のこともあるって言われますけども、木工団地の辺も空いとりますし、そういったことも踏まえて、もう少し詳しくお考えがあればお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われました大体1億円の売上げがあるんではないかと。多分粗が1億円ですので、収益とすればその2割としても2,000万円ですね。ですから、その4億かかれば、4年では返せないわけです。ですので、やっぱりその辺の収支バランスといいますか、そういったことも考えながら、そして、さっき私は言いましたけど、誰がするのか。町がするという話じゃないで

すよね。ですから、誰がするのか。例えば、河村議員が、わしがするでというように手で挙げられるのなら、じゃあ、具体的な話をじゃあ聞かせてくださいねというふうになるのではないかというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 私はできません。聞くだけで手いっぱいです。なので、関連するところと、今後そういったことも検討していかれて、雇用の創出とか新たな展開が見込めるのではないかなというふうに思います。

ここに、いつだ、こりゃ、5月10日の朝日新聞にちょっとした記事が出ていますけども、グリーンニューディール政策再び期待ということで、ちょっと記事を読まさせていただきます。

北海道の大雪山の麓に広がる当麻町というところの記事です。これは2020年に町の森林組合が製材機械を買い換えることを担ったんですけども、ここの部分で町議会は機械の更新費用の3,000万円について、町の補助を半額から全額に増やす補正予算を同年6月に可決したというような流れがありまして、こういった中で、チップ活用の中で、暖房には製材の切れ端などのチップを燃料にするバイオマスボイラーを導入する。町産財で住宅を新築すると、最大250万円を補助する制度を13年度に始め、昨年度までに132件適用した云々がありまして、ここの人口規模が6,300人なので、大体智頭町と同じぐらいの規模です。このことによって人口は転入増に傾向が続いているそうです。また、森林組合のほうも持続可能な林業を目標に14年に長期計画をつくった結果、短期契約だった現場作業員を採用するなどして、今では42人の職員の大半が正規雇用になり、職員の平均年齢は10年前の50歳から、30代半ばに若返ったというような記事がここにあります。これが智頭町に全く該当するという話でなくて、一例として読み上げさせていただきました。

こういったことも踏まえていきながら、少しそういった林地残材、資材の利活用をさらに推進していただきたいと思いますが、ここの質問について、もう一度これを確認させてください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そういった考え方なりは、やっぱり是とするというふうに考えてます。ただ、先ほど言いましたように、今の北海道の話は森林組合がということでした。これを智頭町の場合に森林組合がするということになれば、また、

それなりの相談なり、対応なりが出てくるんだらうと思います。そして、もう一つは、どこですか。やっぱりそういった林地の端材を集めるということになれば、結構なスペースが要るんだと思います。今、智頭町にはそういったスペースを抱えてるといふか、余裕のある土地はないんですね。多分造成してかからなきゃならない、駄目なんだらうというふうに思います。ですので、そして、誰がどこでというようなこともひっくるめてですね、ただ、その結果だけを見て、こういうふうに見えるんだなということじゃなくて、多分北海道ということであれば、結構大きな土地があるんだらうと思います。智頭町の場合、そういった平地といふか、面積を有する場所がほぼほぼないので、そういった立地条件もひっくるめて、やっぱり協議をしていくべきなんだらうかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） これに関してはこういった考え方もあるということでご提案させていただいて、もし、今後こういうことであれば、立地の部分とか、智頭町のまちの環境に合ったこともあるので、身の丈に合ったことをやらないと思いますが、一つの考え方として考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、森林組合さんが管理されます55路線の林道管理を含む支援策などです。

林道は伐採木の搬出はもとより、日常生活に欠かせない存在です。森林組合管理の林道は昭和52年度合併前の開設となり、生活道として重要頻度の高いものもあると考えております。このことに関しては町長もご存じだと思います。

森林組合との意見交換会の中で、課題として維持管理する上で、膨大な費用と管理調査において技術力の不足が挙げられていました。現状はこういった負担金の捻出は、組合事業からの利益で、を大変賄っておられるそうです。

これからの数字は、実際に平成30年7月での豪雨災害事例ですが、被災箇所数は23、この23か所は復旧されています。ですが、いまだに災害復旧事業対象外となっている部分もいまだ多く、多数の箇所があるそうです。このときの被害事業費が2億6,468万円余りで、国・県補助金が2億4,077万円、町負担が4,000万円などの対象にならなかった組合負担額が710万円余りに、この負担額があります。仮に町のほうで直営といふか、町のほうで管理できれば、この林道管理であれば、この復旧費がほかの事業に割り振りができたり、人材育成などの他の事業への活用ができるというふうに私は個人的に考えますが、ここ



ら辺のことを町長、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 林道の維持管理という面であります。実際、30年の災害のときに言われたように、森林組合、700万余りを負担していただいています。ただ、やはり基本的にはこれまでいろんな質問があった中で答えておりますけども、林道、いわゆる林道だけでなく、そういった施設の管理は開設した人がやっぱり見るもんだらうというふうに思います。これは林道だけでなく、農道なんだかとも一緒なんだらうというふうに思います。そういった中で、いけば、今議員が言われたように、そういった維持管理の費用を町が見れば、その分だけその人材育成に回せるんじゃないか、そういうふうに言われますけども、実際本来、人材育成、この森林組合の職員だけの人材育成じゃなくて、林業に携わる人の全体的な人材育成という感覚で見れば、森林環境譲与税を充てて、その人材を育成していくと、こういうことを今のところは考えておるところであります。

それと、もう少しは、今、例えばさっき言った700万、700万を町が見れば、その700万をほかのことに使えるよと言われるかもしれませんが、町が見てた700万をそこに使わなきゃいけない、町が実施していた事業をそこでできなくなるという反面もあるわけです。ですので、これは、農業であれ、林業であれ、何でもかんでも町が見れば、そのこの団体は楽ができるよ、確かに楽はできるんですけども、一般住民に対する施策がその分だけできなくなるということも、やっぱり頭に置いていただきたいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） そのとおりです。丸々55路線をすぐ見るとかっていう話じゃなくて、例えば、段階を追って少しずつ、半分ぐらいを見るとか、いろんなやり方があるようだったと思います。たまたま先ほど私が人材育成と言っただけで、人材育成だけではなくて、そのそちらのほうに回された資金というものが、人材育成だけではなくて、例えば重機設備等々に回せるとか、いろんな展開がとれると思うんです。それは何も人材育成だけに固持することではなくて、そういった考え方、間接的な波及効果というものも望めると思います。おっしゃるように、町の税金で全額賄えば、その分、どっかに町に負担が来るわけですが、町の部分はどこぞ切り貼りしてでもやりくりはできるかもわかりませんが、森林組合さんとか、一応の普通の事業体でいけば、プラスはプラス、マイナスはマイナス

でそのまま出るわけであって、そこにどういうふうに分けていくかちゅうことは今後の課題だというふうに考えます。一つの考え方ですので、林道だけに限らず、農道やいろんな問題が出てきて、今後はやはり高齢化とか人口減になれば、いろんなとこの維持管理ちゅうことが大変になるので、今回質問してるのは林道ですけども、そういったいろんな部分は今後どのように事業体にも負担がかからず、町にもなるべく負担がかからないような施策っていうようなことを、唐突ですが、何か町長お話しいただけますか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども言いました林業に関しては、新しく森林環境譲与税というものを充てて、いろんな部分に。これはさっき言いましたように、人材育成だけでなく、林業の施策に対する町の森林に対する施策といいますか、そういったものに関してできるのではないかと思います。ただ、やっぱり森林組合にしる、農業でいう農業協同組合にしる、その団体がなかなか苦しいから、町がということは、基本的にはイニシャルコストといいますか、何かの一時的な投資のときにとんとんを補助するということはあっても、継続的にそれを補填するというのは筋が違うんだらうと思います。あくまでも、その組織の継続ということは、その組織が考えていくことであって、大きな事業をぱつんぱつんとするときには、行政の手助けは要るよ、してね、っていうようなことにはなるんだらうとは思いますが、永続的にその組織を運営するのに大変だから、ずっとやって、補助してねというのはそもそもやっぱり違うんだらうかなというふうに思います。やっぱりある程度、そこんところはすみ分けといいますか、そこはしていかなきゃいけないのかなというふうに考えています。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） すみません、私の説明不足です。補助してくださいじゃなくって、直轄で見るとは、補助じゃなくって、切り離してくださいちゅうことなので、継続的に補助金を出してくれちゅう話ではございませんので、切り離して負担を、例えば10分の3削るとか、10分の5を削るとかっていう考え方ですので、いま一度そこだけは訂正しておきます、すみません。

次にですが、同じく林道管理のことです。これには橋梁点検調査というものが必要になってきます。どうも68か所ぐらいあるそうですが、この調査対象の橋梁点検は現在森林組合の職員さんが日常業務として行う場合が多いそうですが、

この方法として非破壊の点検、ハンマーでの打診ですね、コンコンコンっとやったっていうか、この方法での必要経費を調べることはなかなか困難なんですが、このやり方自体が問題だというふうに考えております。全く素人の方がハンマーで打診して、強度があるかないかとかってというようなことは、やはり専門的な、森林組合さんのほうも、やはりそういうことをやられるのであれば、ちゃんとした研修に行かれて、その研修資格、修了者がそういったことに従事するっていうことも必要な問題だとは考えますけども、ここもコンサルタントを頼んで、この橋梁を検査すれば、約3,300万円ぐらいかかるということで、先ほども申しましたが、この橋梁検査を資格のない職員が行っていること自体が、どうも管理監督庁から指摘を受けているようなこともあるようです。

こういった部分も併せてですが、補助してくれではなくて、町としてどういうことが手当ができるかっていうお考えありますか、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 橋梁点検につきましては、林道ばかりでなくて、町道も当然あって、それから、町管理の林道、そういったものもあるわけですね。それで、最近の点検でいいますと、大体70橋の点検を直営で行っているところであります。

残りは業者委託というふうになるわけですが、直営での点検方法、言われたように、ハンマーでコンコンコンコン叩く、これは同じことをしてるわけです。そして、これは資格というよりも、講習会に参加して、そこの講習会でやり方を習うということでクリアできるというふうに聞いております。

ですので、資格があるなしでなくて、やり方を習う、習ってそれで点検をする。ただ、職員と、職員か、役場としてでも手に余るところは委託でコンサルに頼んでるということですので、そんなとってても大変で資格がないからできない、できないから指摘を受けるというほどのことではないというふうに聞いてます。うちでも実際、地域整備の中の職員が、数少ない中でもコンコンコンコンやって点検してるわけですので、その結果、これは駄目だな、これはオーケーだなというような判断をしています。ですので、そんなこととってても大変だからというほどのことではないと思っております。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） これも一つの課題提供ということで、認定書っていうか、

修了書みたいなものがあればというか、きっちりとしたやっぱり講習を受けた方がやられるべきことだと思いますので、今後もそこら辺は町の地域整備課を通されて、森林組合さんのほうとか、そういったところと協議しながら、適正な検査方法とか実施方法をやっていただけたらと思います。

林業関係については以上です。

次に、今年の4月の12日に、智頭町の農業委員会の皆様と民生常任委員会で意見交換会を行いました。内容は農地利用最適化推進施策に関することです。

智頭町の農業を取り巻く現状が農業従事者の減少と、高齢化の進行、後継者と担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害、米価下落を初めとする農産物価格の低迷など、厳しい現状に直面しています。遊休農地の利活用、担い手確保などの今後の農業支援策などをどのように考えているか、何点かお聞きします。

水田活用の直接支払交付金では、今後5年間に一度も水張りが行われなかった水田は交付対象から除外するという内容が固められているそうです。米の生産調整により転作が奨励されていた経緯もあり、町内でも田んぼにおける畑作利用が多くされている状況ですが、農家によっては水稲用機械を有しておらず、水張りが困難で、今のまま現状では、農地の多くが交付対象外となり、所得の低下が懸念されるというようなお話もありました。この部分での町独自の手当は何かお考えなのかお聞きします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員指摘のとおり、国の説明では、転作作物が固定化している水田の畑地化を促すということで、水田機能を有しながら転作作物を生産する農地については、水稲と転作作物のブロックローテーション、くるくるくるくる回してくれという考え方のようにあります。実際、現場の課題を検証しつつ検討するということが大前提で国は言ってるようですけども、今の方針がそのまま進めば、こうやって智頭町みたいにそんなに多く、広い団地がとれない地域にとってはとっても大変ですし、それが実際有効にできるかどうかというのは難しいんだらうというふうに思います。

ですので、国の検討状況いいますか、そういった検討をすと言っていますので、その検討の状況を注視しながら、やっぱり智頭町単体でということじゃなくて、県と県下の市町村一体となって、こういう地域にはこういう地域の実情があるんだということをやっぱり言っていきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 答弁いただきました。この件も、やはり智頭町ならではの特性がございますので、担当課の所管の方と農業委員会の皆様といろいろお話をしあって、農家の負担とか負荷がかからないようにやっていただきたいと思いますので、もう一度そこを、町長、お願いします。進め方を。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 言いましたように、智頭町単体でしてみても駄目なんで、例えば県の町村会の共通要望事項ということで県に上げ、それで、県のほうからもいろいろ近隣の県と一体となって国に上げると、そういう組織だったやり方をしていきたいなというふうに思ってます。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） では、そのように進めていただきますよう、ご検討のほうをお願いします。

関連してです。次は、水路の問題なんですけども、先ほどの転作に関連しますけども、米の生産減反などにより水路が使用されず、いざ、稲作をやろうと思っても水路が機能しない箇所が数か所、数か所ではないですか、結構見受けられます。これに、さらに水路が決壊、土砂が堆積したってということで、災害復旧の対象にならずに放置され、水路としての機能がなくなっている場所があります。新規就農者の方や、地元の方が水田復旧して遊休農地を利用しようにも、負担が大きいのしかかる、この部分はもし、ご相談があった場合、町としてはどのように対応されるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 遊休農地の再生利用ということでありますけども、実際、しばらく水路を使ってないということで、転作ばかりしているところを水田にしようと思ったときに、水路がこれは機能してないなということで、この復旧ということは大変だなというふうには思います。

だから、災害等があつて、その水路をそのまま放っておいたということになれば、災害復旧の対象となるというふうに思いますし、実際水路が機能していないという現場がどんなのかというのが具体的に分かりませんので、なかなか具体的な答弁はしにくいんだらうと思いますけども、そういったなかなか水路として機能しないよということになれば団地といいますか、集落といいますか、そういつ

たところで話し合いをしていただいて、多面的機能支払交付金、これの利用をして  
いていただいて、そこを改修するということにしてもらえれば、多少はそうい  
った制度は活用ができるんじゃないかというふうに思います。

ですので、その辺は、ただ、水路が活用できないので、さあどうだということ  
ではなくて、どういうふうにやったら、それが活用ができるのか、そういう制度  
の方法、そういったものも実際役場と相談していただければというふうに思いま  
す。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 集落単位の団地で、やはり水路の現状、町の担当課のほ  
うに申し出て、いろいろ先ほど申しました制度を使いながら復旧していく、使え  
るようにしていくっていうことも大切なことだと思います。また、それはいろい  
ろ提案していただけたら、検討していただけたらと思います。

次に、人・農地プランについてお尋ねします。このままでいくと、最後の質問  
までできないような気がします。

個人での機械更新の負担、労働力の不足で、個人での営農継続には限界がある  
現在も各地で、先ほどにも関連しますが、放棄地が見られます。集落ごとの集落  
に合った集落ぐるみの取組が必要と考えます。集落座談会がコロナなどの影響で  
実施できない中で、早期に座談会を開催して、集落営農組織の設立、農地の集積  
などの課題を解決していくことが必要と考えますが、今後、この人・農地プラン、  
どのように進めていかれるのか、町のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） この新型コロナウイルスの感染拡大のために、これまで集  
落の皆さんに、それぞれの集会所に集まってもらって話をさせてもらったという、  
そういった形式がなかなか難しい状況が今続いているわけです。ある程度、昨年  
の末には、あっこれでいいかなと思って、11月頃に再開しかけたんですけども、  
また、新型コロナウイルスの蔓延ということで頓挫しております。

そういった中でも、集落の役員さんだけで話し合いを進めるといったことはでき  
るような、全員とは、本当は全員がいいんでしょうけども、できる限りそういっ  
たことを進めていきたいというふうに考えております。

こうした集落での話し合いをきっかけにということもあるんですけども、実際集  
落内の農地の状況や今後の見通しなどを共有して、担い手をあぶり出す、そうい

ったことをしながら、この担い手が営農を行ってもらえる、それをみんなで支えていく、そういった姿ができればなというふうに思っています。

このいわゆる集落営農ということはずっと言ってきたんですけども、こういうことができればそれが一番いいですし、一つのスタイルとしてそれは一番いいんでしょうけども、なかなかそういった集落営農自体、その集落の中でも担い手がなかなかできないというようなところもありますので、じゃあ、それをするにはどういった形式がいいのか。これもやっぱり役場のほうから、さあ、これせいということではなくて、一緒になって話をしていくべきだと思いますので、これからもそういった集落座談会を通しながら、人・農地プランというものをやっぱり築き上げていきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 答弁いただきました。やはり、地区地区に合わせた、その特性の合わせた集落での取組等があると思いますので、先ほどおっしゃっておられました集落座談会等を始めながら、関係機関、農業委員会始め、所管の課ともいろいろもんでいただきながら、進めていただけたらと思います。

農業関係、もう一問あったんですが、飛ばします。

時間の関係で、一番最後になりますけども、旧東部消防智頭出張所及び産業会館の取り壊しの時期について質問させていただきます。

東部消防局の智頭出張所のほうが閉鎖され、新しいところにかわられました。施設の解体等は東部広域行政管理組合の管理下にあると思いますが、これは取壊しなった後、ここら辺の管理方法、活用方法をどのように考えておられるのか、整地後の活用方法、公共施設など、総合管理計画に基づく整備など、併せてどのようにお考えなのか、最後に質問いたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 八頭消防署の智頭出張所であります。この3月24日から新しい施設はできまして、そこで稼働しているところであります。そして、新たな施設はこの7月の5日に落成式をすることとなっております。そして、旧施設については、現在この本年度に解体するというところで、その設計に今当たっているというふうに聞いております。実際、その構造物は解体撤去して更地となる予定でありますけども、まだまだ土地・建物も東部広域の所有であります。更地になった後に智頭町に移管になり、そのときに具体的にとは思ってますけど、

今のところは更地をそのまま利用して駐車場として利用していきたいなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 併せて、近くにあります産業会館の取壊しとか、今商工会が入っとられますけども、この施設についても今後どのように考えておられるのか、最後の質問をして終わりたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 産業会館ですけども、そもそもこの土地は町ということで、上屋は昭和49年にその土地を賃貸借をして、その上屋は当時の商工会、そして森林組合、もう一つは木材協同組合というのが当時あったんですね。その三者が割合を負担して建設をされてると。そして、今その木材協同組合が解散しましたんで、その後に木材協会が入ってるという状況であります。そして、森林組合は新たな施設をつくってそこに移転しているわけですけども、本体の大きな面積を保有しているところは智頭町商工会であります。

土地の賃貸借の契約は30年ですので、もう四十数年たってますので、とうに切れてるんですけども、切れてるから、さあ出ていけという話ではないんで、できる限りそういったことを考えてほしいねということで、商工会自体もいずれ結論は出さなきゃいけないなというふうに思っているようです。ですので、今今あそこを壊してどうする、こうするということは町としては考えておりません。できれば、撤去してもらえれば、また、新たな考えが出てくるのではないかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 河村議員。

○11番（河村仁志） 時間超過になりそうなので、私のほうは聞きっ放しになりますが、以上で終わりたいと思います。有効な活用方法を検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、河村仁志議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で9時48分。

休 憩 午前 9時43分

再 開 午前 9時47分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。



次に、大河原昭洋議員の質問を許します。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） 通告に従いまして、本町における森林整備と農地保全について順次質問をさせていただきます。

本町は、町の総面積の93%が山林で占められており、主な産業である林業は杉のまち智頭として、吉野、北山に並ぶ歴史ある林業地として全国的にも高い評価を受けてきました。

しかし、近年では木材価格の低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足等により、智頭林業は衰退傾向にあります。智頭町にとって林業はまちの基幹産業として地域活性化の核となるものであり、町内の森林所有者、森林組合、林業団体、行政が一丸となり、林業再生へ向けた取組が継続されています。

一方で、昨今の中山間地における土砂災害の激甚化が各地で起きていることや、温室効果ガスの排出削減等による森林整備への期待の聲が高まってきました。

こうした中、森林整備への安定した財源確保に向けて、本町や本町議会を含め、国に対して地方から声を上げ続けてきました。特に、平成18年度以降は、多くの森林が所在する市町村を中心に結成された全国森林環境税創設促進連盟及び全国森林環境税創設促進議員連盟により、森林環境税の創設に向けた運動が展開されてきました。

そのような経過をたどり、平成31年3月、森林の有する公益的機能を強化するため、間伐や路網などの森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発を目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立しました。

そこで1つ目の質問になります。

森林環境税の住民への課税は令和6年度からとなりますが、前倒しで令和元年度から行われている森林環境譲与税において、これまでの実績と今後の活用策についてどのように考えているのか、町長の所見を伺います。

先ほどの同僚議員と同趣旨の部分ではありますけども、先ほど答弁したというつれない答弁ではなくって、丁寧な答弁を求めさせていただきたいと思います。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 大河原議員の言われるような丁寧な答弁になるかどうか分

かりませんけども、私の思うことをちょっとしゃべらせていただきたいというふうに思います。

これまで、森林経営管理法に基づく意向調査や森林整備、人材育成のための学習会、持続可能な森林資源の利用に向けた支援、新規就業者の就業環境や林業技術の向上支援等々、本町における森林、林業に関する課題解決に幅広く活用しているところであります。

なお、令和2年3月に作成しました智頭の山と暮らしの未来ビジョン、これの社会実装につなげていくことを目指して、既存事業の見直しを行いながら、森林環境譲与税を有効に活用しているところであります。

とりわけ、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムについては、譲与税を活用して、県内でいち早く事業実施につなげるなど、着実に実績を残しているというふうに思っております。

今後も、これまでの譲与税活用の考え方をベースにして、その使途について、先ほどの河村議員のときにもお答えしましたけども、適宜見直しを行いながら、有効な活用というものを心がけていきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 有効に活用していくんだというような趣旨の答弁をいただきました。森林環境譲与税が導入されてからというものは、本町の使い道が間違っているというふうには私も思っておりません。なぜかというと、若い後継者が少しずつではありますけども、育ってきているというふうに感じておりますし、智頭に来て林業をしようという志を持って移住してきている方もいるというふうに認識しているからであります。

しかし、一方で、この私自身が納得できないのは、譲与税の市町村への配分の仕組み、これです。皆さんご存じだと思うんですけども、譲与税の配分がいわゆる50%が森林面積、20%が林業就業者数、30%が人口という比率になっておりまして、それで各市町村に譲与税っていうのが配分されるということになっております。いわゆる人口の多いところに多く配分されるというこの仕組みですが、長年森林整備の必要性を訴えてきた智頭町を含めた地方には、正直言って手薄だと。単純に人口の多い都市部には手厚い。税金である限り、これは致し方ないというふうな部分はあるかと思っておりますけども、聞くところによりますと、都市部は譲与税がつくられて、配分はされてるんですけども、いわゆる使い道に困

って、本町では将来的な計画的な部分での基金を積み立ててる。都市部では使い道に困って基金を積み立ててるって、もう全然違うんです、考え方、やり方がですね。そういうような指摘も実際あります。何か、私どもからしたらトンビに油揚げをさらわれてるような気がしてやまないんですけど。まあ、もやもや感はどうしても私の中に、仕組みに対してあるんです。その辺りについて、町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員指摘のとおり、譲与基準は、やっぱりあつと思う、違和感がやっぱりある部分があるんですけども、実際、本来の目的である、この法律の目的である森林整備の推進、人材の育成、こういったことがこの譲与税の目的だというふうに思ってますし、実際そうなんだというふうに思ってます。ですので、それに応じた活用といいますか、そういったものをこれまでもしてきましたし、これからもしていこうと。

ですので、さっき議員言われるように、このパーセンテージのことを考えれば、あれつと思うところもあるんですけども、やっぱり実際少し前ですか、新聞紙上をにぎわして、実際使っていない、鳥取県の中でもこの19市町村の中で50%も使っていないんですね。もっと少なかったかな、20%、30%ぐらいしか使っていないのかもしれませんが。ですので、森林組合の関係者の方々がもっと使ってくれということを言いこられたこともあります。ですので、実際、うちみたいな考えで基金を積んでるのか、そういうのでなくて、先ほど議員言われたような、使い道がないからためていこうよということもあるのかもしれませんが。ただ、やっぱりそこはそれぞれの自治体の考え方ですので、私たちからほかの自治体に向かって、それでは駄目だよというようなことは言えるもんじゃないんですけども、やっぱりそこはそこで、もうちょっと本来のこの法の目的に適したパーセンテージを使ってくださいねと。いわゆる森林面積が50%というようなことでなくて、もうちょっと60でも70でも80でも、やっぱりそこは本来の趣旨、法の趣旨、この譲与税の趣旨にのっとった使い方をしてくださいね、そうすれば、山林を抱える自治体もきちんとしたそれなりの活用ができるんじゃないかというふうに思ってます。この辺は、いずれまたそういった自治体とのつながりの中で県なり国に要望していこうというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 県なり国に要望していくっていう、町長も同じ認識を持ってらっしゃるということなんで、それと、お金の配分の次に、やはり譲与税の今度、使い方、使い道に関してちょっと触れたいと思うんですけど、既存の事業にはそのまんま当てはめることはご法度だ、何か新しい制度をつくって国に申請をしてきなさいっていう、この姿勢もいかなもんかなというふうになら、私も感じておりました、私たち、智頭町に住んでいたら、毎日森林の中で生活をしているわけです。森林整備の必要性っていうのは、日々暮らしているわけですから、十分認識をしているわけです。でも、独自の財源が乏しいから本町ではなかなか進めたかったんだけど進められなかったっていうような実態があるわけですね。国は本当に地方の実態分かってるんかなって言って、ちょっと愚痴っぽくなりますけども、言いたくなってしまうと、譲与税の今後の活用策に関しましても、いわゆる使い道に関して、今の現状を町長、どのように考えてらっしゃるのかっていうことをちょっと見解聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 最初言われたように、導入されたときには、今制度、いわゆる各自治体がつくってる制度の上乗せは駄目だよというふうに言われてました。ただ、近年やっぱりそういったことについて、自治体からも不平不満が出てるようで、それも見直しをして、そうできるようになるんだというようなことをちょっと聞いてますんで、それはできるんだろうと思います。そうしないと、うちの制度として間伐促進のために1, 200円立米出してます。これはまちの独自のやり方で、全然出してないところは全国的にいっぱいあるわけです。ですので、そういったことに対しても、既存の制度だからそれは駄目だよと言われると、待て待てと、そういうことになるわけですね。人がしてないことをやってるのに、それは既存の制度だから、それは既存の制度じゃない、智頭町独自の制度だという、こういう言い方をしていかないと、それは駄目だよと言われると、せっかくいいことをしてるのに、何かほかのほうから横やり入れられたような感じになるんで、そういったことも、実際少し名前といいますか、表現を変えて、それに上乗せできるような格好にしてるんですけども、やっぱりそういったことを踏まえて、これまでの既存の制度は駄目だよというような言い方じゃなくて、国が考えてる制度以外のことは全部網羅してオーケーだよというふうにしてもらわないと、それぞれ自治体の知恵や工夫を出したところが、何かむげにされたような気

がしますんで、これはもっともっと言っていこうかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この税の配分とか使い道に関しましても、森林環境譲与税の問題点ということは町長ともこの場で共有できたと思いますので、先ほど言いました税の配分比率であったり、使途に関しましても、本町の実態に合うような見直しが行われるよう、国への強い働きかけを要請して、関連して次の質問に移らしていただきたいと思います。

（2）です。鳥取県では県民共通の財産である森林を県民全体で守り、育てていく取組の一環として、平成17年度から森林環境保全税が導入されました。これまでの活用実績として保安林等の間伐や、作業道の整備、竹林整備などが行われてきましたが、令和4年度末をもって期限を迎える鳥取県版森林環境保全税について現状と今後に向けてどのように考えているのか、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 言われましたように、17年度から導入された、県の、いわゆる鳥取県の独自のやり方、森林環境保全税ですね。これはいろいろ期間の延長等々も重ねてきておりますけども、今年度でこの第4期ですかね、この期限が切れるということで、実際、先ほどまでの話題になった森林環境譲与税とのいわゆるかぶりといいますか、二重課税みたいな形になるんではないかなというようにもあったりして、どういうふうに考えるかということもありますし、完全に鳥取県がどういうふうな結論を出すのかということもありますけども、町とすれば、継続していつてもらえればありがたいし、それが町の森林の整備促進にもつながっていくんではないかと思っておりますし、整備ばかりでなくて、先ほどからもずっと言ってます人材の育成、そういうようなことも全部ひっくるめて、森林の活用といいますか、そういったことにつなげていければいいなと思っておりますので、町としてはやっぱり継続していつてほしいなと思っております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 先ほど町長の答弁にありましたように、国のほうの森林環境譲与税が導入されたということによって、二重課税的なことにもなるんじゃないかっていう指摘もあるようですし、一旦終了したらいいんじゃないっていうような声もあるように聞いております。

しかしながら、この鳥取県版の森林環境保全税に関しましては、これをいわゆ

る中断をしてしまうと、これまで進めてきた本町での事業ですね、森林整備等々における事業ができなくなったり、いわゆる足踏みをしなければならなくなったりということにつながるんじゃないかと危惧するんですけど、その辺りについての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そうですね、今議員言われるように、これまでそれによって整備してきた部分がなくなるということになれば、これからもらえるであろう森林環境譲与税をそれに充てるしかなくなるので、町としてはやっぱり痛いところが出てくるわけです。

先ほどもお答えしたように、これまでのやり方をずっとやっぱり踏襲していただければ、町としてはこれまでしてきたことをやっぱり継続してできますし、あえて森林環境譲与税をそっちに回す必要もなくなるので、できれば継続してほしいし、それをやっぱり要望していきたいなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この鳥取県版の森林環境保全税に関しましては、矢部副町長が、何か委員に入られて、その、何か検討会が今行われているというふうに聞いておりますので、二度と森林が荒廃するようなことにつながらないように、継続的に森林の施業が実施することってというのは、やっぱり必要だというふうに思っておりますので、町のほうの姿勢としては継続してほしいんだというふうな町長の答弁がありましたけども、もう少し力強い言葉で、私自身は賛成すべきだというふうに、ま、副町長が検討会に入ってもらって、なかなか言いにくいところはあるんですけど、もう少しその辺を踏み込んだ力強い言葉を聞かせていただきたいと思っておりますけども、町長いかがですか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今言ったことが力強くなかったと言われたらがっかりですけども。でも、やっぱりそこは副町長が委員になってるかどうかということじゃなくて、やっぱり町としての意向は継続してもらいたいと、これは強く押し進めていきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 力強い言葉をいただいたというふうに感じております。国の森林環境譲与税と県の森林環境保全税と、この二本立てによりまして、本

町の森林整備がより進展するということを願ひまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

(3) 番目です。農業政策において、耕作放棄地の防止と地域農業の継続、活性化は本町が直面する課題であります。その対策として担い手の確保や営農条件の改善による労働の省力化などが挙げられます。そのために必要な財源確保のためにも地方税、農地保全税の新たな導入も必要と考えますが、鳥取県に働きかける考えはないか、町長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） このつながりというのは、先ほどの森林環境譲与税からの流れになっているんだろうと思いますけども、今国税である森林環境譲与税、それから県の環境保全税ですね、これは国土である中の森林整備をするということで、川上から川下まで幅広くその地域の住民がという大前提です話だというふうに思っています。ただ、それを農地そのものに当てはめるのは、何かイコールにはならないのかなというふうな考えを持っています。

確かに農地というのは多面的機能を有しております。近年では田んぼダムですかね、そういったことで、保水機能というようなことも含めて、評価されてるんだろうというふうに思いますけども、森林の持つ水源涵養であるとか、それから、土砂の流出防止、崩壊防止、それから、二酸化炭素の吸収、こういった大きなものとなかなか比べるまでにはいかないのかなというふうに思っています。

実際農業振興に必要な財源確保ということで、こういう農地保全税ということの理屈は分からんでもないですけども、実際、それが具体的な話として世間に広がってるかという、なかなかそういう段階にはなっていないので、今のところは町として動くということには至っていないのかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 確かに、今、そういう機運が高まっているというふうな認識はありません。しかしながら、これから5年後、10年後の智頭町の農地の在り方をやっぱり考えたときには、やっぱりそういうことも、もう今から検討すべきではないかなというふうなところで申し上げているわけですし、鳥取県も全県を見わたせば、農業に対する補助金ですよ、は、もう本当に相当な額が農業振興に投入されております。しかしながら、それは中身をひもといていきますと、大規模の農家のある中部であったり、西部が中心になると。そういうふうな

状況が見受けられます。ですから、言いたいのは、本町のような山間地への投資が不十分ではないかなというところなんです。何が言いたいかといえば、鳥取県からの補助金に関しましても、条件のいい場所と、本町のようないわゆる山間地、中山間地も含めてですけども、山間地へのいわゆる一律に考えるんじゃないしに、二段構えの補助制度ということの構築も、やっぱりもう考えなければならぬんじゃないかと。そういうようで、今回質問させていただいているんですけど、その辺りについてもう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員ご指摘のとおり、不利な状況、地形的に不利だということですね。実際、今の農業政策、鳥取県だけでなく、全国的に一緒なんですけども、やっぱり広い平野の田んぼを持ってるこのほうが、今の制度では有利だというふうに思います。そして、一区を圃場整備したところでも平均的な面積で1反ぐらいしかないこの智頭町にとってみれば、なかなかそういった大型機械を導入するというのもできないですし、効率は確かに悪いですね。それはそういった二段構えの支援制度が必要だというふうには思うんですけども、実際、そういったことも踏まえて中山間地域等直接支払交付金、これをいかに有効に使っていくか。これだろうと思います。これをこの条件をきちんとして、いわゆるそういった地域との格差の是正というものを図っていったらなというふうに思います。

これまで農家のアンケート、それから集落座談会、人・農地プランとかのそういった話合いの中で、地道な取組によって、実際今年度から新たに中山間地域等直接支払交付金事業とか多面的機能の支払交付金事業、これに新たに取り組む集落が現れてきておりますので、やっぱりそういった中で、地域との話合いによってこの制度をうまく利用して、いわゆるこの格差をいかにして払拭するか、こういったことが地域の皆さんにもやっぱり求められているんじゃないか。そして、それを町としては指導なり助言なりをしていって、いかに有利な制度を地域にもたらすか、こういったことはできればいいかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 今、先ほどの同僚議員の質問でも答えられてましたし、やっぱり人・農地プランであったりとか、そういったことを集落座談会を通じて、やっぱり集落の皆さんで集落が抱えている課題であったり、問題点っていうこと



を共有しながら、町長が先ほど言われました中山間地域等直接支払交付金の制度であったりとか、そういうことを有効活用しながら、智頭町の現状であったりとかという、その次のアクションに、課題からいわゆるアクションにつなげていこうという、そういう取組を私も大切だというふうに思っております。

先ほど、冒頭、冒頭ではないですね、町長は答弁の中で、公益的機能を農地も有してるんだよというような趣旨で答弁されました。これも、ちょっと私、一つの前の質問で触れました、森林環境保全税ですね。これが導入された当時の趣旨にこう書かれています。全ての県民が享受している森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境を保全し、森林を守り、育てる意識を醸成する費用や、保安林や竹林の整備等に充てるためご負担いただくと、このように書かれています。まさに、森林というふうに書かれている部分を、農地というふうに置き替えれば、全く同じだというふうに思いますんで、まさに本当に、先ほど言われましたように、農地は公益的な機能を有しているわけで、中山間地にある農地が荒廃していったら、その不利益を被るのは市街地であったり都市部である、そういうふうなことになるんだと思うんです。ですから、この農業に対する補助制度とか、そういうことやも、やはり商業ベースだけで全てを論じるのではなくって、やはり将来見据えて中山間地の農業、農地はどうあるべきかっていう、そういう視点がやっぱり今大切ではないかなというふうにちょっと感じてるので、この辺りについてもう一度ちょっと町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、先ほども私言いましたけど、田んぼダムという表現があります。この田んぼがなかったら、一時的な雨、ゲリラ豪雨みたいなもんがあっても、やっぱり保水能力がその場所でなくてすぐに出てしまう。田んぼがあれば、その分だけは保水できる。こういったのはやっぱり公共的な機能の一つなんだろうと思います。だから、税金を払えということには、直接なるかどうかというのは疑問点があるんですけども、実際、そういった公益的機能、多面的な機能というのはあるんだろうと思います。

ですので、これは、実際中山間地域の田んぼだけでなく、ほかの田んぼでもあるんかもしれないけども、やっぱりそれはそれで中山間地域の田んぼは保水機能があれば、下流のほうに一時水は出てこないよという、やっぱりその辺が大事なのかなという。どんどん外にといいますか、外部に出していくのは、そうい

ったことを考えて中山間地域の水田というのは大事なんだよということを表に出せば、多少は皆さんの理解が得られるのかと思っています。

ただ、それと、税金、農地保全税とが、即イコールになるかということは、ちょっともう少し疑問な部分があります、私としては。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本町の現状から言いますと、やはりあぜの草刈りにしても、のり面も多いですし、井出堰っていうか、いわゆる水を引き込むっていう作業も市街地や都市部と比べたら、圧倒的に不利なんです。これはまあ、町長ご存じのとおりだというふうに思うんですけども。収穫量にしたって、やはりどうしてもやっぱり少ないというようないろんな課題が、この中山間地農業っていうことに関しましてはあるわけです。

このような条件が不利な農地を守っていかないといけないということを、我々は当然認識はしておりますんで、国のほうでも、やはり今農地の集積化を進めて、いわゆる負担の軽減であったりとか、作業効率の向上ということが既に検討はされているようなんですけども、国は国でそこはしっかりと検討されたらいいと思うんですけども、やはり本町のような農山村環境ということを守るということを、そのような視点で言いましたら、必ずとっていいほど、国の補助対象から漏れるっていうことは、必ず出てくるんです。いわゆる補助要件に合わないっていうことが。多分身にしみて感じてらっしゃると思うんで、よくお分かりだと思うんですけど。その国の補助要件の合わない、漏れた部分を私がっております鳥取県版の農地保全税ということが創設されたら、それが補うことができるんじゃないか。使い勝手のいい補助金がまた新たに生まれたら、本町のような条件の不利な地域であっても、市街地や都市部と不公平感なく、担い手の確保です。人材育成って、町長よくおっしゃいますけども、そういう担い手の確保であったり、農村環境の維持につながるんじゃないかなというふうに強く感じております。

申し上げているように、この農地保全税というふうな制度が、機運が盛り上がって、やっぱりいろんなことを議論を深めていって、でないとなかなか進められないってというのは十分認識しましたけども、その制度がやっぱり実現できましたら、安定的な将来に向けての財源確保ということにもつながってくると思いますし、これからのいわゆるなかなか難しい認定農業者をこの中山間地で確保することにもつながっていくと思いますし、なかなか踏み出せない、農業公社の

ような、いわゆる三セクですね、第三セクターということの設置ということなん  
かにも前向きに取り組んでいけるのではないかなというふうに思っておりまして、  
今回こういう趣旨の質問をさせていただいたということでございます。時間の関  
係もありますので、これぐらいにして、また次の質問に移らせていただきたいと  
思います。

2番の家庭教育についてということです。

家庭教育は、親やこれに準ずる人が子供に対して行う教育のことであり、全て  
の教育の出発点であります。家庭は常に、子供の心のよりどころとなるべきもの  
であり、乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、  
子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対  
する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観を身につける上で最も重要な役割  
を担うものであります。

そこで、本町での家庭教育の現状と、今後の取組をどのように進めていく考え  
なのか、教育長の所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 大河原議員の家庭教育の現状と今後の取組についてお答  
えをします。

家庭教育は、親子の絆の形成が始まる乳幼児期に家族との触れ合いを通じて、  
生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、全ての教育の出発点であ  
ると私も考えております。

また、子供が心身ともに健やかに成長するためには、家庭での規則正しい生活  
習慣や自立に向けたしつけ、養育者の愛情豊かな関わりが大切であり、知育、中  
でも知的能力の向上には非常に重要であると考えております。

近年は、核家族であったり、夫婦共稼ぎ、不安定な就労形態、ひとり親家庭、  
近距離通勤などを余儀なくされている家庭も増え、昔と今の子育てには、しつけ  
方法の違いとともに、保護者を取り巻く暮らしの変化や多忙感により、困り感や  
戸惑いを抱く養育者も多いのではないかと感じております。

また、本来、教育には家庭教育、社会教育、学校教育とあるわけですが、家庭  
教育の役割であると考えられるものまで学校に委ねようと、そういうような傾向  
もあることが指摘されているところであります。

家族の価値観や人生観が子供たちの成長に大きく影響することを考えますと、

保護者の養育スキルを上げるための研修や、研修の機会や子育て不安に寄り添う体制が必要であると考えております。

教育委員会では、昨年度から保育園PTAの支部別にペアレントトレーニングを実施し、幼少期における望ましい関わり方の研修を進めており、本年度は新たに福祉課と連携し、妊娠期の保護者向けの研修会も予定をしております。

また、毎月1回、日曜日に、旧諏訪保育園を開放して、育カフェを開催し、親子の触れ合いや保護者同士の交流、リフレッシュ空間としてもご活用いただいております。保育園から小学校への進学による環境の変化は、小一の壁と言われるように、子供に限らず共働き家庭には大変な大きな節目でもあります。

就学時にスムーズに小学生生活になじむことができるよう、令和元年度から小学1年生の全家庭に家庭訪問を行い、家庭での様子や子育ての困り感などの把握に努めており、保護者との顔が見える関係を築くことで、今後子育てに困った場合に助けを求めやすい、またはサポートしやすい体制づくりを目指しております。

なお、この家庭訪問ですけれども、6月13日、来週ですね、月曜日から39世帯を実施するように予定をしております。

また、子供たちが日々、学校を楽しみ、頑張ろうとしておりますけれども、その姿は保護者にはなかなか見えにくいものです。子供の現在の姿を認め、頑張りを後押しすることがひいては保護者の自己肯定感を満たし、安定した子育てと親子の自律を促すことにつながると考え、本年度から元気とどけるサポーターとして、保育経験豊富な職員を1名配置しております。この元気とどけるサポーター事業は、学年を問わず家庭を訪問し、子供たちの課題や問題行動よりも、学校で必死に頑張っている子供たちの姿をご家庭に伝え、子育てを頑張っている保護者をねぎらい、認め、励ますことで、親子の自己有用感を高め、ひいては親子の自律と豊かな家庭教育へつながることを期待するものであります。

保護者は日々多忙感にとらわれがちですが、親子が自律し、子育て期をより楽しく、また、少し楽にすることができれば、それは双方にとってかけがえのない財産と成長につながるものと期待し、家庭教育を推進してまいりたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 丁寧な答弁をいただきました。本町においても子育ての不安であったりとか、負担感を抱く親も多分増えてきてるのではないかなとい

うふうに、そのような増加傾向にあるのではないかなというふうな、教育長もそのような認識があらわれるのかなというふうに、ちょっと今感じたところでございます。

以前、学校の先生からお伺いしたことに、やはり小学校の入学をされるときに、やはり基本的ないわゆる生活習慣が身についていないという方がやっぱり増加傾向にあるんだということを聞かせていただいたことがありますし、ちょっとどなたかだったか、ちょっとはっきり覚えていませんが、箸の持ち方すら、学校でちゃんと指導してくださいよというふうに言われたような親御さんがいらっしゃったというふうなことを聞いておりますので、やはり、これ、いろんな社会的な背景が問題になってるんだらうなというふうに、私自身はちょっと感じているところもありますので、そのような状況を踏まえますと、やはり保護者であったり、学校、地域の役割を、これからしっかりとやっぱり明確にしていかなければならないんじゃないかなと。今まではそれが当たり前だったんですけど、やはり教育長がおっしゃったような、以前は家庭、学校、社会教育っていうこの3本の柱がしっかりしてたんだけど、それがもう崩れている。いわゆる崩れかけているんじゃない、崩れているって言うても過言じゃないというふうに思いますので、そこでやはり親になるための支援であったり、子供の学校前、就学前の教育であったり、その辺りを充実させるためにも、全国的には少し徐々にではありますけども、家庭教育支援条例っていうのが、そういう趣旨でいわゆる立ち上げられてるっていうところもちらほら、もう出てきておりますので、そういうふうなこともやっぱり本町としても検討すべきときに来てるんじゃないかなというふうに思います。その辺りについて、ちょっと教育長、時間がないので、端的にお答えいただければなと思います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 平成24年に全国に先駆けて、熊本県で条例化され、現在では10県6市で、この家庭教育支援条例が制定されております。家庭教育の制定の目的は、子供の健全な発達を保障するために、行政、学校、地域が役割を理解して、切れ目のない支援を行うことであると認識しております。家庭も社会の構成要素の一つであり、家庭に子供の教育の責任があるから、親が子供に適切な教育を受けさせることができるよう、家庭教育に関する講座や研修を、研修の機会を感じております。

本町では、本年度、コミュニティ・スクールの導入を進めておりますが、これも学校と家庭、地域がそれぞれの役割を理解し、主体的な活動を展開し、地域の宝である子供たちの地域で見守る仕組みであります。条例の制定に前に、まず、ゼロイチ等の活動に裏づけされたまちづくりの精神が根づく智頭町の風土と、人間性を生かし、家庭、保護者も一員として、主体的かつボトムアップによる家庭教育を推進していただきたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員、最後です。

○10番（大河原昭洋） 時間になりましたので、また、機会を設けて、教育長とも議論を重ねさせていただきたいと思っておりますけども、やはり本町の姿勢として、もうそろそろ家庭教育支援条例っていうのは制定、検討すべきだと思っておりますので、このことを申し上げまして、私からの質問を終わりたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 以上で、大河原昭洋議員の質問を終わります。

なお、大河原議員は所要により退席をします。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で10時40分とします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時40分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮本行雄議員の質問を許します。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 議長の許可を得ましたので、主に、若者定住促進施策について質問をいたします。

若者定住促進施策についてです。まず、過疎の状況ですが、本町の人口は昭和30年の1万4,643人をピークに、昭和60年1万1,200人、平成7年1万82人、平成12年9,383人、平成17年8,647人、平成27年7,154人で、昭和30年から平成27年までの減少人口は7,489人で、減少率は51%に達している。

第2期智頭町総合戦略で掲げられている2040年5,000人の目標人口の達成ですが、世帯数は近年微減で推移しているが、核家族化が進み、昭和35年には1世帯当たり4.95人の家族構成が、平成27年には2.88人と、少子化を反映している。

本町の人口は年齢別構成から、年少人口ゼロ歳から14歳の減少が大きいですが、これは出生率の減少と若年者15から29歳の減少が大きな要因である。

若年者の町外転出、晩婚化などにより、さらに厳しい状況となることが予想される。

そして、国立社会保障・人口問題研究所の推計における令和22年人口3,870人と比較すると、現在のシミュレーション上は、同年推計が4,124人と緩やかな減少傾向となっているが、依然厳しい状況が続いており、目標人口5,000人に向けた取組を継続して行わなければならないとあります。

本町の自立の裏づけとして、地域経済力、地域社会維持力が重要となるが、その基礎となる人口規模の維持、拡大が重要な要素である。本町在住の若年層に対する地域への愛着を深める施策、安心して子を産み、育て、学び、暮らすことのできる環境づくり、様々なアイデアが起業創業へつながり、チャレンジできる制度を横展開し、あらゆる事業が移住・定住へつながる仕組みを構築するとあり、地域の持続的発展のために最も重要な人口目標は、第2期総合戦略で掲げられているとおり、2040年5,000人とするとなっています。

この目標を達成するための、特に若者の定住促進につながる具体的な施策について、また、質問1として、補助金以外に、若い世代から見て魅力ある支援策についてどのようにお考えか伺います。

以下の質問は質問席にて行います。

- 議長（谷口雅人） 金兒町長。
- 町長（金兒英夫） 宮本議員の質問にお答えします。

補助金以外に、魅力ある支援策についてということであります。

本町は、住民自治を政策の柱として30年近く取り組んでまいりました。そういった中で、現在の総合計画では、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」という将来像を掲げております。その実現を目指し、ずっと進めてきているところであります。

今後も温かいおせっかいの推進、これは若者だけに限らず、全町民なんですけれども、そういった町民の方々、それから町内の事業所の新たなチャレンジを、町だけでなく、町民皆様が応援していく、そういった雰囲気をつくり出す、こういったことが町内外の人が、じゃあ、智頭でやってみようかという、そういった機運につながれていくんだろうというふうに思います。

補助金以外でという、その魅力あるまちづくりの支援ということはなかなか難しいので、私としてはこの程度のことしか考えられませんが、宮本議員、いい案があれば、ご教授願えたらというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 町長、言われたとおり、いい案があれば、当然町のほうでも既に取り組まれていると、私も思っておりますので、先ほど来出ておりますゼロイチであるとか、あるいは百人委員会であるとか、そういうところから、また、新たな意見、そういうものが出てきて、それが町の施策に結びつき、人口の増加に結びついていけばいいのかなというふうにも考えます。

次の質問に移ります。

2番目として、若者定住促進施策で、若い世代が住宅を購入、新築される場合であれば、上限100万円の補助金が交付されるが、今後制度の見直しについての考えを伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今ある制度の見直しということでありまして、これによって、今の100万円がどうだからというようなことはなかなか聞いてませんので、今のところの制度の見直しというのは考えておりません。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 定住施策として、いろいろな施策が上げられております。リフォーム費用助成、家賃助成、45歳以下の住宅支援、20年間家賃を支払った後の無償譲渡する定住促進住宅の整備を行っており、事業利用者の8割以上は定住につながっているとありますが、先ほどお尋ねしました若い世代が住宅を購入、新築される場合であれば、上限100万円の補助金を思い切って、例えば200万円か300万円を補助するという考えはありませんか、伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そういった200万円だったら買うんだったのにとというような声は今のところ聞いてないので、じゃあ、200万円になったら、本当にどんどんどんどん買ってくれるのか、定住してくれるのかということもありますので、その辺の流れの、もう少し把握してみないと、ただ単にこの金額を上げれば定着するんだよということにつながるかどうかというのは、今少しちょっと疑問な点がありますので、現在のところは、先ほど申しましたように、今のままでい



こうかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 現在のところは、そういうことは考えていないという答弁だと受け取っておりますけれども、先日、新聞のほうで同じ八頭郡での他町の場合、制度が同じとは思いませんけれども、新築の場合300万円を補助という記事が載っておりました。再度伺いますけれども、そういう考えは全く今のところはございませんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、県内のどこの町村を調べたということではないんですけども、この東部の岩美、若桜、八頭、ほかのところも、実際金額が多いところもあるんですけども、条件がそれぞれ違うんだろーと思います。ですので、100万円が200万になったからどうだと。よそ町は200万だよ、じゃあ、智頭町も200万にしたらということではなく、先ほど言いましたように、200万ぐらいもらえたら、家を買って、ここに定着できるよという機運があれば、また、考えなきゃいけないかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 税務住民課に聞いたところ、平成29年、新築ですけれども、4件、平成30年に5件、令和元年に2件、令和2年に1件、令和3年6件で、5年間で27件の新築件数の実績が出ています。新築する場合、建て替えの場合は古い家屋を解体しなくてはならず、多額の費用がかかります。解体工事等の費用の上乗せをすることについて、お金のことばかり聞いておるようですが、もう一度見解を教えてください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 新築する場合に、家のあった跡に新築される場合には解体を前提にやるということになるんでしょうけど、そうじゃないところに新築される場合には解体というのが伴わないんじゃないかなと。ただまあ、相当古くなって、今じゃ住みづらくなって、移転したら壊すよということもあるんかもしれませんけども、やっぱりそれぞれの家庭の事情というものがありますので、新築すなわち即解体というのがついてまわるということにはならないんじゃないかなと思います。その辺のところは、この今ある100万円をどういうふうに使われるかによって変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） また、新築のための土地が都市部に比べて智頭町は少なく、若年層が町外へ出ていく場合も多い。八頭町、岩美町などを訪れると、民間事業者が宅地造成を行い、新築住宅が建築されているのを目にします。当然需要があり、投資しても成り立つから実施されているわけですが、正直なところ、少しうらやましい気持ちもあります。

本町の場合、住宅用地の不足、近隣自治体に比べ、高い地価など、様々な要因で民間事業者が参入しにくい状況であることは理解しておりますが、国の支援制度などを活用して、ここに民間活力を生かした住宅地を提供する仕組みづくりを構築することはできないのか。新築のための土地について町として何か施策を考えておられますか、伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、どういう、それは団地がいいのかどうかというのは、また考え方によって違うんだろーと思います。実際、今智頭町の町なかでも空き地があるんですね。空き家になったその家を壊した、そのまま空き地になってる、そういったところ、うちの町内会でもあるんですけども、たくさんあるわけです。そこを求めて新築されるというところが、そんなに多くないですね、これが。なぜかなと思いますけども、それは今言われたように、土地が高いということがあるんかもしれません。ただ、一時期みたいな智頭町の土地は高いよということで、土地の取引がされてる例は本当に少なくなってるんじゃないかと思います。

今智頭町でも、この駅前のごういったところでも一時的な坪何万円とかいうような、高いときには10万とか15万とかいうときがあったんだと思いますけども、そういう時代はもう、今はそういった時代じゃないと思います。ですので、業者に団地をとということをおわれましてけども、実際、智頭町に団地造成ができるような土地がそんなに多くないんじゃないかというふうに思います。実際、そういった団地造成をするとすれば、山を切るか、田んぼを潰すか、そういったことしかできないんですよ。ですから、一時期、三、四十年ほど前ですか、もうちょっと前ですか、緑ヶ丘の、業者が造成したところというのはあるんですけど、それ以降団地造成したとこっていうのはないんです。あとは町がゆめが丘を持っていると。ですので、あそこの5軒を10軒にしたいというのは、私が町長に立候補したときに言ったことですので、これは実施していきたいし、その隣接する

土地の住民の方に、いずれインフラの整備とともに無償譲渡というようなことでやっていきたいなというふうには思っています。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 土地があれば、町としてもいろいろ考えていただくという答弁であったように思います。

質問3に移ります。

町が所有している土地を住宅用地にする考えはないか。例えば、上町のマルテ醤油跡地であるとか。これは前回もお聞きしました下町の農協跡地などの町の遊休土地を宅地として売却する考えはないか。以前、法務局跡地などを無償譲渡されて若者の定住に結びついた例もあります。いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われました町有地の無償譲渡です。さっきお答えさせてもらいましたが、ゆめが丘にそういったことを今のところは考えています。

ただ、下町につきましては、この前の定例会のときの答弁でもお答えしたとおりに、倉庫を、物を入れて利用しているわけです。ですので、今のところ、あの利用が、建物が完全に駄目になったとか、利用価値がなくなったとか、あの中のをどっかに移動するということになれば、また考えるかもわかりませんが、今のところ、そこは考えていません。

それと、マルテの跡地というふうに言われましたけども、あれは今のところ、町の持ち物じゃありません。ですので、ここでは答えるのは控えさせていただきたいというふうに思います。土地開発公社の持ち物ですので、そこんところはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） また、これから伺いますところも前回伺ったように思いますけれども、旧緑ヶ丘県住跡地を、これは県の所有だと思っておりますが、住宅用地にするというふうなお考えはございませんか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） これも、私が町長時代じゃないのかもわかりませんが、過去、そういったこともありました。あの団地はそもそも集合住宅用の造成ですので、個人住宅にはまた造成をし直さないと駄目なんだと思います。ただ、そ

れを町が買ってまで造成をし直すというのは、ちょっと考えておりません。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 昨年12月20日に、鳥取県町村会が県知事宛てに要望書を提出されています。そこには住宅、宅地造成事業に対する支援についてということで、町村の抱えている最重要課題として、人口減少問題が掲げられています。移住希望者に対する住宅確保策として、町村では空き家等の活用を促進しているところですが、町村内在住者の定住につなげるための新築住宅用の宅地が不足しています。

民間資本による開発は、需要の少ない地方への資本投入は敬遠される傾向にあり、自治体による宅地造成事業は財政力の弱い町村では限界があります。つきましては、民間事業者が町村への投資意欲を高揚させるためにも、民間事業者が行う宅地憎悪生事業に対して費用の助成をお願いしますとあります。

これに対する県の回答は前向きの回答ではなかったと私は理解しておりますが、こういう要望は県に対して継続して要望していくという考えはございませんか、伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、今議員の言われたとおりで、県に民間業者への助成はできんかという問いに、県自体は空き家を利用してちょうだいねと、そのための補助金はきちんと出してるよという答えですね。ということは、県はしないということなんです。

ただ、これを受けて、これは町村会の要望ですので、15町村がまたまとまってどういう結論に達するのかというのは分かりませんので、ここでします、しませんとかいうことは断言できませんけども、どういう格好でこれを令和4年度の要望の中に残るのか、それとも諦めるのか、この辺はまた町村会での流れを見ながら結論になるというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 宮本議員。

○5番（宮本行雄） 最初に戻るようですが、やはり人口減少対策は智頭町にとっても重要な課題だと考えます。

そこで、2040年5,000人を目標の町の施策をいろいろと考えて実施されているものと私は理解しております。今後の若者の定住に向けた施策が智頭町の喫緊の課題だと考えます。町長の思いを聞かせてもらいましたので、今後の

若者の定住に向けた町の取組を強く要望して私の質問を終わります。

○議長（谷口雅人） 答弁、求めますか。

○5番（宮本行雄） 求めません。

○議長（谷口雅人） 以上で、宮本行雄議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で11時15分とします。

コロナ対策上、換気を行います。ご協力をよろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡田光弘議員の質問を許します。

3番、岡田光弘議員。

○3番（岡田光弘） 傍聴の皆様、長時間にわたり傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、午前中の最後の質問となります。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私は本町の目指す山村再生について町長にお尋ねをしたいと思います。

智頭町では、まず、第6次総合計画で、本町の目指す将来像として、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち」というものを掲げ、それに引き続き、第7次智頭町総合計画では、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を将来像として今までまちづくりに取り組んできているところであります。

智頭町全体を見渡した4つの基本理念のトップに、「森のめぐみを生かしたまちづくり」を掲げております。先ほどから同僚議員の質問にも出てきました町の93%を占める森林資源を生かしながら、いかに住民生活を豊かにするかという課題の中で、実感として智頭町に生活する満足感をどのように高めていくかを目指していかなければなりません。これを実現すべく、本町ならではの様々な取組が現在まで展開されているところであるという認識をしております。

しかし、一方で、少子高齢化の波はとどまるどころを知らず、国勢調査の数字でも、既に智頭町人口は6,500人を大きく割り込み、その減少の加速度合いは、県内自治体の中でトップとなっております。また、近年発生した西日本豪雨から、毎年のように発生する大雨による被害、あるいは本年冬発生しました大雪

による被害と合わせて、世界的な新型コロナウイルス蔓延による経済的な打撃、そして健康不安、さらにはロシアによるウクライナ侵攻など、政情不安定要因も絡んだ慢性的な資源価格の高騰など、先の見えない不安定要素が追い打ちをかけて、いわゆるリスク要因と言われるものは枚挙にいとまがないと言える状況であります。

このような現況の中で、1つ目の質問の項目であります、現在想定以上のスピードで人口減少が進行しておりますが、本町の中でも特に山間集落ですね、これの実態、実情を、町としてどのように把握しておられるかという問題であります。

現在まで、智頭町の総合計画あるいは総合戦略を初め様々な計画が2040年に人口5,000人を想定して、これは一定の人口減少はやむを得ないが、今まで培ってきた住民自治力であったり、現代の情報化社会におけるICTの機能を駆使しながら、いかに賢く縮むか。あるいはこれは総合戦略の中の表現であります、「幸せな減少」というものであります。これをどう実現するかという視点で、行政として取り組んできたところであると認識をしております。

一方、さきの国勢調査にも現れてはいますとおり、先ほど申しました県内19自治体があるわけですが、本町が最も人口減少の加速度具合、減り方ですね、これが最も進んでいるという厳しい現実を私たちは突きつけられております。

このような中で、日本全体で言いますと、よく東京一極集中という言葉が言われて久しいわけですが、その日本の中で東京一極集中に代表されるように、日本の中の鳥取という立ち位置、また、あるいは鳥取県内においても鳥取市であるとか、そういう市部と私たちの住む郡部の状況の違い、さらに言えば、また、本町の中でも町の中心部と周辺部、特に山間集落についてはその問題の深刻さ、これに温度差があるというふうに感じております。その実態、あるいは実情をどのように認識し、それに対してどのように対応しておられるかについてお伺いをいたしたいと思っております。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 岡田議員の質問にお答えします。たくさんありましたので、それに逐一クリアできるかわかりませんが。

まず、智頭町の中でも人口減少に温度差があるのではないかという質問だった

ように思います。

全集落単位で人口減少率を計算しているわけではないので、はっきりは言えませんけども、山間集落实態調査の結果を見ると、少子高齢化が急激に進んで、1世帯当たりの構成員が減少するという集落が、というより集落自体が小規模化している現状というのは認識しておるところであります。

ちなみにですが、地区単位での人口の構成比率、これはゼロから20、それから21から40、とんとんとんといって、80以上、これらで見ると、平成28年度と令和3年度、これを比較した場合、どの地区でもおよそ同じような比率で推移しているところであります。

しかし、今後人口減少が急激に進行すると、山間集落实態調査の結果と同様に、少子高齢化がさらに加速し、1世帯当たりの構成員も減少し、地区の小規模化がつながる、こういったことが予想されているところです。これは、周辺地域だから、それから、そうでないからということになしに、これはもう智頭町全部に言えることなんだというふうに思います。

そして、その周辺地域での担い手の不足というようなこともあったと思いますけども、周辺地域だから担い手が不足してるんじゃないんですね。これは智頭町全部が担い手が不足しているというふうに思っています。特に、少子高齢化、うちの町内が3丁目なんかでも、かなり高齢化が進んでいます。当然少子も進んでいるわけです。これは、例えて言えば、新田よりも数値は高いわけです、高齢化も、人口減少率。だから、その周辺地域だからどうだ、町の中だからどうだということではなく、本当に智頭町の中でも智頭町の町内の中での過疎化みたいな感じになってるわけですね。ですので、これが周辺だどうだということではなくて、智頭町全部の中の話としてやっぱりしていったら、その辺の課題は、智頭町全部の課題なんだということ認識していただければなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） ご答弁いただきました。これは周辺部のみの課題ではなくて、智頭町全体の課題であり、また、町長がお住いの河三でもかなり深刻な問題であるということ理解をさせていただきました。ということは、智頭町全体でこういう危機感を共有して、智頭町全体としてその問題に取り組んでいくべきことであろうかと思えます。一定の期間を共有しているというふうに理解をさせていただきました。現状が、最初本町が想定した以上の減少となっていると

いうことを考えると、それに対して、それに備えるべき対策もその現状ですね。想定以上の減少という現状を踏まえた上でのものになるべきというふうに理解をいたします。つまり、今までの延長線上での対策であると、先ほど言いました賢く縮むとか、あるいは、「幸せな減少」ということにはなり得ず、持続可能は困難、また、町内の集落でも消滅の危機にあるところも出てくる、あるいは、それに伴って、その連鎖反応も起きてくるという事態が想像されます。

一昨年でしたか、八頭町のほうでも集落の機能が維持できずに最後の1軒がまちの中心部に出られて、集落が消滅したというようなことも聞いております。そういったことにならないための対策が必要になってくると思います。急速な人口減少に対する対策、その中でもその影響が顕著に現れやすい源流部での山間谷地奥部集落の実情ですね。先ほど人口減少という面では、中心部も周辺部も同じだというふうなことがあったわけですけど、やはり広大な山林や田畑を少ない件数で支えているというような実情のある山間谷地奥部集落の実情もあると思います。そのあたりのまさに一人一人の人生に寄り添った、寄り添えるまちという基本理念に基づく対策が必要であろうかと思いますが、町全体でということであれば、またそれはオール智頭町で考えていくべきだと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言いましたように、そのまちのやっぱり全体的な考えだというふうに思います。ただ、さっき議員の言葉の中にありました幸せの減少、これは当然まちのほうでもそういうふうには言っているわけです。人口減少が進むから、町の施策はできないよということじゃないと思うんですよね。ある程度人口減少を見込んでいる中での幸せな減少ということを位置付けているわけで、ただそれは予想よりも少し角度が早くなってきたなという、この過去の5年間があるわけです。ですから、これからの5年間をいかにしてそれを緩やかなものにしていくのかという施策になるんだろうと思います。

そういった中で、子育て世代の負担を少しでも低くしようということで、給食費であるとか、通学費であるとか、いろんなことの負担をまちが見て、子育てをしやすくしようよと。そういった年代を定着してもらおうよということを出しているわけですね。ですから、そこは山間地であろうが、まちの地であろうが関係なしに、まちの中で全部でそういった施策を協議してもらえれば、このま



ちの発展に少しでもつなげていけるんじゃないかと、そういう意味合いを持って、これからの町政といいますか、施策をしていかなきゃいけないと思っていますんで、その辺のところは、皆さん方もご理解をいただけたらなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） まさに、町長のおっしゃるとおり、これからの智頭町の未来を支える子育て、それをどう支えていくかということで、智頭町の希望的な未来が見えてくるものだと思います。そのあたり、オール智頭町、智頭町全体として、現在でも本町の実施されている子育て世帯への支援というのは、かなり充実しているというふうに思っておりますが、今後もますますそのあたり将来的なことも見据えた子育て世代への支援をお願いしたいと思います。

それでは、集落の中で担い手がこれから困難な事例も増加してくるというふうに予想されます。そのときに、今までもやってきておりますが、旧村単位の地区振興協議会の役割であるとか、それに対する町の支援であるとか、それから、先ほど町長も言われました全町的な取組ですね。特に、互助の仕組みであるとか公助の仕組みについても、それぞれの地域の実情に即してタイムリーに展開していく、今何が求められているかということについてタイムリーに展開していくことが重要かと思えます。そのあたりの町長のご所見を伺います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 地区振興協議会への考え方ということでありますけど、やっぱり地区振興協議会は全て一緒じゃなくて、いろいろ特色のある地域、その地域の特色を上手く引き出して成り立っているんであると思います。ただ基本的には、ずっと言ってきています。やっぱり自助、共助、そして、そのこのところの手が届かないところを公助ということでやっぱり進めていくべきなんだと思います。ですので、そういったことを昨日も地区振興協議会の会長会みたいなものがあつたんですけども、やっぱり皆さんある程度そのこのところは理解していただいて、じゃあ、これから地域をどういうふうに盛り上げていくのか、どういったことを継続してやっていくのかということをやっぱり考えていただいています。その辺のところは、これまでもしてきましたし、これからもそういった各地域間の情報の共有、それから、それは行政との共有、こういったこともやっぱり継続してやっていくということが大事なことではないかというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） 今までと変わらず、地区単位での自立的な取組に対して、町のほうも積極的に支援をしていただけるということで、今後とも継続的な支援を期待して、次の2つ目の項目に移ります。

2020年3月に策定された「智頭の山と暮らしビジョン」が策定後2年を経過いたします。これの未来へのアクションの現状と課題についてどのように認識しておられるかをお尋ねしたいと思います。

2020年3月に策定された同ビジョンについては、昨年9月議会で同僚議員の質問に既にお答えをいただいているところであります。その折には、ビジョン策定の背景として、先祖から引継いだ山をこれからどうするのか、どのような森づくりを目指し、子や孫の世代に引継いでいくのか、93%が森林のまちで、林業・木材産業を活性化しながら、人口減少、少子高齢化社会の中でどのような暮らしを目指すのかについての共通認識を持つため策定したと答弁をいただいております。

1項目めの想定以上の人口減少、あるいは、様々な自然災害リスクや近年あります獣害被害の拡大等により、ビジョン策定の根拠、つまり、本町の特に山間集落で将来にわたって暮らしを維持していくために、それにまつわってくるリスクというものは、策定当時に比べて現状でも増大していると思いますし、これからはますます増大していると考えますが、そのあたりの町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員ご指摘のとおり、人口減少をはじめとした多くの不安要素というものは抱えておることは、実際、現実としてあるわけでありまして。しかしながら、そういった状況下においても、このビジョンによる取組を進めていく上で、若い担い手が育つ環境、これをいかに整えていくかということはやっぱり大事であるというふうに思います。実際、人材育成が当面の最重要課題ということで言い続けておりますので、特に林業なんかで言えば、合同会社MANAB IYA、やっぱりこれの地域林政アドバイザー、こういったことは、全国的な求心力というものを、発信力も当然含めてなんですけども、こういったことを思っています。いわゆる、そういった若者が、また次の若者を呼ぶ、じゃあまたそのつながりというものは大事なわけですし、やっぱりそういったことから、だん

だんだんだん智頭の林業というものを知らしめていき、若い方が智頭町に入ってきて、そして、あっと思って定住してくれる、こういうことがやっぱり幾分か続いていますので、そういったことがつなげていければ、また変わった展開が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） まちの支援もあって、若者の林業参入、また将来の担い手の確保が徐々にできているというのは、まさに希望に感じるところであります。このビジョンの中ですけれども、4つの柱がありまして、すなわち一番は、山村の暮らし、2番が自然環境、3番が山林の管理・マネジメント、4番が林業経営というものが掲げられております。それぞれ1番の山村の暮らしであると、生活と生き方ですね。それから、2番の自然環境は、人と山、3番の山林の管理・マネジメントは、所有と利用、そして、4番の林業経営においては、木材と人材という観点で基本方針としての未来へのアクションが記されております。

このビジョンには、見ますと、明確な目標年限というものは定めてはおられないのですけれども、今ビジョンを策定してから2年少しが経過いたしました。現時点での現状と課題、これをどのようにとらえておられますか、町長の認識をお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） やっぱり人材育成っていうのは、そんな1年や2年でできるものではないというふうに思っています。ですので、2年たった課題は、現状はと言われても、なかなかやっぱりそういったことにはならないんじゃないかというふうに思います。ただ、先ほど言いました人が人を呼ぶということはできつつある。これは確かですし、新たな試みとしては、それに補完というわけではないですけど、新たな試みとしては、この新しい複業協同組合というものができました。そこでの林業マルチワーカーという新しい職種といいますか、仕組みといいますか、そういったものも拵えてきました。ですので、いろんな方面から多岐にわたる人材育成になり、そういう補完できるシステムを作っていますんで、やっぱり2年たったから、その実績はとか、課題はとかいうことではなくて、やっぱりこういったものは、5年、10年というやっぱり長いスパンで考えていかなきゃいけないと思っていますので、もう少し様子を見ていただければなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） ご答弁いただきました。まさに町長の言われるとおりでと思います。そして、先ほども複業組合のことにも触れていただきましたけども、それによって、外から有能な人材が智頭町に来て、まちにいる私たちと一緒に、この智頭町のまちづくりを進めていくということで、いろんな化学反応が起きたりとか、また新たな視点での気づきなどもあるかと思いますが、本当に1年、2年でこの壮大なビジョンが実現するというふうにも考えておりませんが、逆に、その都度、立ち止まってみて、当初掲げた目標や理念と現状がどうかということとは常に確認しながら、修正をしていくという姿勢も必要であろうかと思いますが、智頭での暮らしが持続可能であるということが前提であろうかと思いますが、こういうビジョンを掲げながら、豊かな自然環境の下に、智頭の暮らしをつないでいく責任が私たちにあるというふうにこのビジョンの結びに、推進に向けてという記述の中で、記述を結んでおられます。それには、先ほど言いました智頭での暮らしというものが持続可能であるということが大前提であるということであろうかと思いますが。そのあたりの町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） やっぱり先ほど言われました、振り返ってみるというのは大事なことだというふうに思います。そして、持続可能なやり方、当然そうなんだと思います。これは、林業、農業、観光業、いろいろあるんですけど、どれに限らず、みんな町政全て一緒なんだというふうに思います。ですので、やっぱりこれをまちの発展、そして、そこに住んでいる住民がいかにして、このまちで住んで良かったかなという、より満足度を上げると。これが大事ですので、林業とかそういったことに限らず、まちづくり全部に関してそれは言えると。そういうふうにこれからもやっていきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） ご答弁いただきました。ありがとうございます。まさに、町長の進めるまちづくりの一丁目一番地は、住民満足度の向上ということであろうかと思いますが。引き続きこの問題について、持続可能なものが実現して、このビジョンの理念が実現するように引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3項目めに移ります。

鳥取県が昨年8月に集計結果を発表していただきました、令和3年度鳥取県山間集落实態調査から、山間集落の実情が浮き彫りになってきていると思いますが、本町の政策に反映、展開できるものはないかということでもあります。鳥取県山間集落实態調査は、鳥取県が平成2年から5年おきに行っているもので、特に過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域の最奥部集落に居住する住民の日常生活の状況等を把握し、これまでの中山間地域政策の成果を分析して、今後の施策の検討を行うための基礎資料とすることを目的に実施されてきたものであります。

直近の令和3年調査は、調査基準日は5月1日でありまして、山間谷地奥部に位置する113集落を対象として行っております。ちなみに、これは智頭町では、板井原、八河谷、芦津、新田、河津原、波多、真鹿野、宇波、この8集落が対象となっております。その内容を見ますと、高齢化は進行し、人口規模、それから世帯規模、先ほど町長も触れられましたけども、この人口規模、世帯規模がその縮小がより早まっている。それからもう一つ特徴的なのは、20代、30代の転出というものが顕著になっているという実態が明らかになっております。つまり、智頭町全体で起きている少子高齢化、過疎化が調査対象の最奥部集落ではより顕著に現れているという状況であるというふうに認識をしております。

まず、この結果、この調査結果についてどのように認識しておられますか。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 周辺集落がということで、今議員が挙げられた8つの集落が対象となっているということで、20代、30代がそこでは顕著に少なくなっているよということを言われますけども、令和2年度の国勢調査、そこでもまち全体の中でも、20代、30代が少なくなっているんです。ですので、やっぱり周辺集落ということじゃなくて、基本的には、まち全部の問題だから、それは一緒になって、まち全部の話として考えようよということで、これからもお願いしたいなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） ご答弁いただきました。まち全体でということであれば、むしろ政策の展開がしやすくなるのかなということも感じております。まち全体として危機感を持ってということで、そうすれば重点政策にも、今日の同僚議員の3人の質問も、やはり人口減少社会の中でどうやって農業や山を守ったりとか、

それから、将来に希望を持つための若者定住というものにフォーカスしていくということであって、非常に関連していると思います。

この調査の中で、一つ定住意向というのが調べてありまして、それを定住したいという気持ちですね。86.4%と非常に高い。皆さんができることであれば、今住んでいる地域に引き続き住みたいという希望を持っております。しかし一方で、10年以上住み続けることができますかという問いに対しては、41%の方が住み続けることができるというふうに回答しておられまして、86.4%が住み続けたいのに10年以上住み続けられると予想している方が41%、つまり4割以上のギャップがここにあるということが分かります。住み続けたい気持ちはあっても進み続けることが困難な状況や将来展望、予測があるということです。この中には、買い物支援であるとか、医療、送迎、雪かき・雪下ろし、コミュニティバス、外出等というのが一番住み続けるために必要というふうに回答しておられます。そのようなところの将来的な不安が払拭されないと転出への決断につながってしまいかねないという現状にあるというふうに認識します。

今年も冬には大雪がありまして、除雪等でかなり多くの町民の皆様が今年の除雪は大変だったと。また、家屋にもひさしが折れたりとか、多大な被害が発生したということでもあります。この雪かきについても、誰がしているのかの問いについては、同居家族がしているという割合が82%と非常に高くなっております。この内容からも、これから高齢化が顕著な集落では、家族での雪かきは早晚困難な状況を迎えることが想像されます。この点についても、公助共助の仕組みを今から準備しておく必要があると考えますが、町長のご所見をお伺いします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、雪かきというような大きな問題があるんだろうと思いますけども、実際、今回の雪の量はかなりの量があって、先ほど言われていましたように、ひさしが折れたというような家もあったやに聞いております。そういった中で、山形地区振興協議会では、そのグループが率先して八河谷に除雪に行ったというようなこともしておるわけです。ですので、やはりずっと言っていますように、共助公助ということも必要なんですけども、自助のできるもの、共助のできる分というものをやっぱりある程度見据えて、公助というものを持ってきていただければと。やっぱりそこが肝心なことであって、初めから公助、公助ということではないんだろうと。ですので、そういったことを地域の中で皆さ

んがどうやったらそれが払拭できるか、クリアできるかということを考えていただければ、そこで、ここはこんなだよと。これに対しては、ちょっと公で何とかしてよというような問題があったら、またそのときの協議になるのではないかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 岡田議員。

○3番（岡田光弘） ありがとうございます。まさに町長の言われますように、自助、公助、共助というのをどうやって有効に組み合わせていくかというので、智頭町全体がこれから将来にわたって希望を持てる智頭町になっていけるようにということであろうと思います。引き続き、町長のリーダーシップに期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口雅人） 以上で、岡田光弘議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

休 憩 午前 11時46分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、波多恵理子議員の質問を許します。

8番、波多恵理子議員。

○8番（波多恵理子） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問を行います。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律、地方教育行政法第47条の5に基づいた仕組みであり、文部科学省によると、2021年度全国の公立学校のうち、コミュニティ・スクール導入校は33%、全国の自治体における導入率は57.4%のことで、多くのところで何らかの成果が出ているとのことです。本町においては、令和4年度に導入予定とし、準備を進めていこうとしています。智頭町においても、少子化に伴い小学校の統合が行われ10年となり、5地区に小学校がなくなり、住民の方からさみしくなったとの声を多く耳にします。

先日は、通学道のそばに畑のある男の方が近所の子供たちのためにスイカの苗を植え一緒に育てていると楽しそうに話をされた方がありました。このように

今でもボランティアとして子供たちを支えている方はおられますが、学校と地域とのつながりが薄れてきて、地域や家庭で子供たちを見守り育てていく環境が変化してきている現実があります。同時に、学校における働き方改革特別部会の資料によると、我が国の学校は、高い専門性を有する教員が子供の状況をきめ細やかに指導するという献身的な取組を行うことで高い成果を上げてきたところであり、その一方で、教員実務実態調査平成28年度の速報値によって、長時間勤務について看過できない深刻な状況であることが明らかとなりました。午前中の同僚議員の質問の中でも、家庭のしつけまで学校に担ってもらおう傾向もあるとのお話もありました。しかしながら、予測不可能な未来を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に育成するためには、新学習指導要領を確実に実施していくことが必要不可欠であり、そのためには、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう執務環境を整備し、これまで以上に研鑽や授業準備などの時間を確保し、教員が本来担うべき業務である授業、学習指導、学級担任などの学級経営、生徒指導などに専念できるようすべきであるとあります。

こうした中、このたび本町でも導入の準備が進められていくコミュニティ・スクールは、地域との結びつきを取り戻し、教員の執務環境の整備の一助とし、子供たちにとってより良い環境整備の確保につながるとの観点から、学校が地域住民と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む地域とともにある学校づくりを推進していくものと考えます。

ここで、1つ目の質問に入ります。

現在の学校と家庭教育や地域とのつながりをどのように感じておられるのかを含めて、智頭町にコミュニティ・スクールを導入する意義について、教育長のお考えをお聞かせください。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 波多議員のコミュニティ・スクールの導入の意義についてお答えをします。

議員も言われましたように、今年で小学校統合後11年を迎えます。議員もご存じのとおり、智頭町には、かつて小学校が6校あり地域の方々が頻繁に学校に出入りをしたり、また子供たちが地域に出かけたりと、学校と地域とは非常に近



い関係にありました。ところが、急激な過疎化、少子化により小学校6校を1校に統合せざるを得ない状況となり現在に至っているわけであります。この中で、子供たちの姿を地域で見かけることが少なくなったとか、統合後、だんだんと学校と地域とが疎遠になってきているんじゃないか、また、かつての先生の持つコネクションですね。地域と地域の住民とのつながりがだんだんと希薄になってきている。また、かつて町内6つの小学校で働いてきた教員もほぼ町外に異動になり、あと数年もすると、かつて学校と地域との良好な関係や地域のすばらしさを子供たちに伝えることもできる教師も退職してしまわれる、そういうような現実があります。

また、新型コロナでますますこれらの活動が制限されている現状もあります。一方、学校を取り巻く問題の複雑化、困難化などの社会的背景をもって、平成29年度に学習指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程が示されました。その実現に向けた地域と学校の連携協働する仕組みの一つとして、学校運営協議会、コミュニティ・スクールがあります。保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて行動する仕組みであります。様々な立場の方々が集まり、智頭町の関係機関や団体、豊富な知識や経験、様々なネットワークを駆使することで、智頭の小学校、中学校における現状や課題、目標について熟議を行い、地域学校協働活動や課題解決に向けた連携、協働が実現可能となっていくことを期待するものであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 答弁をいただきました。教育長もおっしゃったように、お答えくださったように、コミュニティ・スクールは、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組みであり、コミュニティ・スクールを導入し、地域住民が学校運営協議会の委員になることなどにより学校関係者と地域住民が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべき子供像について協議を行うなど、学校、家庭、地域の連携協働体制を構築することが重要となります。保護者や地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・スクールの制度の導入により、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ることができ

ると考えます。コミュニティ・スクールの成果として、地域との連携に関する成果のみならず、保護者や地域からの苦情減、生徒指導上の課題解決、学力向上にも成果があったとの回答が見られます。

ここで、次の質問に入ります。

智頭町の目指すコミュニティ・スクールはどのようなものなのか、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 平成31年3月に二次改定しました智頭町教育ビジョンでは、智頭町を愛し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れる生きる力を持つ子供の育成を狙い、目指す子供像や基本方針を掲げております。また、智頭町の目指すコミュニティ・スクールは、地域を大きな教室としてとらえ、その地域を教材として、また地域人材を外部コーチとして活用するカリキュラムマネジメントであり、町内の全ての大人が教育者であると認識のもと、住民総がかりで智頭の子供たちを育成する場、おせにすることを目指しております。

学校、家庭、地域住民が相互に連携して、協力して教育を行うことは、教育の目的や目標を実現する上で、また未来を担う子供たちの成長を支える上で非常に重要なことであると考えます。学校運営協議会は、複数の保護者や地域住民等の意見が反映される法定合議体であるので、その意見や承認事項は校長の判断や取組を後押しすることにもつながります。保護者や地域住民の当事者意識や参画意識を高め、学校や子供たちを核とした地域活動の活性化も期待できます。学校運営協議会において、それぞれが果たすべき役割について協議し、連携、協働することで教育活動の質が向上したり、学校の多様な業務の見直しを行うとともに、教師が本来業務に専念できるようになるなど、学校における働き方改革にも資するものと考えます。

智頭町を目指すコミュニティ・スクールは、今ある智頭の宝を生かして持続可能な取組としていくことが大切だと考えています。本町には、日本1/0村おこし運動による地区振興協議会や地区公民館、百人委員会、婦人会、老人クラブなど様々な団体やサークルなど、既に宝である主団体が数多くあります。

また現在でも通学路の見回り活動であったり、また学校ボランティアとして読み聞かせの活動、かけ算九九を聞いてもらう九九ボランティアなど、いろいろな方々に学校運営にご協力いただいております。これらの活動と上手く連携させて

いきながら、智頭の子供たちをどんな子供に育てたいのか、目指す子供像を共有し、保護者や地域住民一人一人が当事者として学校運営に参画していただきたいと願っております。その上で必要となるのは、地域とともにある学校であります。持続可能なコミュニティ・スクールにするためには、学校と地域の双方がメリットを享受できる運営委員の関係を構築することが大切です。学校は、地域の人々により恩恵をもたらされるばかりでなく、地域の人々もコミュニティ・スクールをきっかけに新たな集えるコミュニティの場ができたり、関わってくださる方々が生きがい（ウェルビーイング）を感じることができるよう、関わり方を工夫し、学校を地域づくりの核として、また、まちづくりを進めるスクールコミュニティの考え方が今後はますます必要かと考えます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 答弁をいただきました。今まで行われてきた読み聞かせ、かけ算九九などと連携を図り、今ある智頭の宝である子供たちを地域住民皆で育てていくというコミュニティ・スクールとのことです。学校運営協議会委員としての資質を備えた人材を最初から求めることは難しいと思いますが、地域には学校に協力的で子供たちの関りに熱心な人は少なからず存在します。そうした人をこれからの学校運営協議会の候補として、熟議や研修等を通じて資質の向上を図ることにより人材を育てていくことが可能となります。例えば、学校行事に積極的に参加している人や地域イベントの実施に関わり、子供たちの育ちを見守る人、PTAの役員など、協議会の委員候補としていくことで人材を確保することも有効と考えます。取組が継続的、安定的に発展していくためには、関係者間で思いや課題意識を共有し、智頭町の特色を生かしたコミュニティ・スクールの文化を地域に定着させていくことが重要であり、学校運営協議会委員が学校関係者や保護者、地域の関係者と共に学び合い、教育の当事者としての意識を醸成する研修等の機会や熟議の充実が必要となります。

学校運営協議会委員として、学校をより良いものにしていくという当事者意識と意欲を持ち、学校と共に行動していける人材をいかに確保していくのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） このコミュニティ・スクールを導入することによるメリッ

トでありますけども、子供たちを認め、また励まし、ほめる。こういうようなことが自己肯定感の向上につながりますし、そのことによって学校も元気になり、またひいては、子供たちのふるさと学習、キャリア教育ですね。こういうことにもつながると思われまます。それから、地域の人々は、子どもたちと関わることによって、驚きや不思議な感覚、好奇心が取り戻せ、いつもの風景が特別なものに見えたり、ふだん何気なく過ごしているものが宝物のように見えたりするものがあります。地域住民の活動をマスコミや町報等で情報発信し、光、スポットライトを当てることによって、地域に元気が取り戻せる、そういうことも可能となってまいります。

この事業の肝は、学校と地域住民とマッチングする仲人ですね。お世話する地域コーディネーター、この役の設置がポイントかと思われまます。こういう地域コーディネーターをどうむきにセッティングしていくか、そこら辺が肝になろうかと思っております。

地域住民側の窓口は教育委員会が担うとして、学校側の窓口は、やはり教職員ということになろうかと思いまます。例えば、この時期、もうちょっと遅くなったかも分かりませんけども、笹巻きづくりがあります。地域のおばちゃんに笹巻きづくりを子供たちが教えてもらう、こういうことで、伝統料理であったり、郷土料理の伝承にもつながりますし、例えば、実費を頂くことになろうかと思いまますけども、何かの活動の後に子供たちと一緒に昼食をとっていただく、こういうことも教員にとっては、この給食の時間、地域の方々と食べてもらうことによって、教員は自分の時間が、例えば点付けだとか、休憩だとか、そういうような時間も確保できる、そういうことにもつながってまいります。

また、今は智頭の小中学校落ち着いていまして、そういう心配はないんですけども、やんちゃなクラスがあると、そこに仁王様ではないですけども、地域のおっちゃんが授業を見て、にらみを利かす、そういうようなことも風紀を守る活動として、ボランティアでできるのかなと思うところです。かつては、那岐小学校は那岐山、富沢小学校が籠山、智頭小学校は牛臥山というように、各小学校が登山を行っておりました。しかし、この登山ですけども、危険だとか、教師が登ったことがないなどの理由で現在は行われておりません。これらを山を守る会を中心に、地域の人たちが案内や見守りで参加すれば、子供たちは新たな発見をして、また教員は負担が軽減され、大人たちが満足、達成感を味わうというようなこと

になろうかと思えます。実際、来週ですけども、19日は、那岐山の道刈りがございます。私もこの作業には参加する予定にしておりますけども、こういう作業にも熱が入ろうかと思うところであります。県外からの登山客も大切ですけども、やはり智頭の子供たちが自分たちの地域を認めてくれる、そういうようなことが大人たちにとっては、なお嬉しいという結果になるんじゃないでしょうか。

というようなことで、いろいろと申しましたけども、やはり、地域住民、学校側、ウインウインの関係で進めてもらえて、このような中から人材発掘を行っていきたい、このように考えます。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 答弁をいただきました。コミュニティ・スクールが上手く機能するためには、コーディネーターが肝になるとのお答えでしたが、参考資料によりますと、コミュニティ・スクールで気をつける点として、1、定時後のミーティングにならないように会議の時間は気をつける。2、先生がコーディネーター役をやらない。3、設置する、設置した後の運営が難しいので準備をしっかりとる。4、報酬が出ないことがあるので、どんなメリットがあるかを明確にする。5、人の意欲に左右されるので、関わる人の目的やビジョンを明確にする。6、成果が出るまで数年かかることを理解するなどが挙げられており、コミュニティ・スクールのデメリットを払拭するために、第三者によるコーディネーター役を地域に置くべきとあります。

コミュニティ・スクールを核に、地域と共にある学校づくりを一層推進していくためには、学校運営協議会のみならず、地域の人々や保護者にも自らが学校の運営に積極的に参加することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていくという当事者意識を高め、学校、地域の人々や保護者が力を合わせて学校運営に取り組むことが重要であり、地域の人々や保護者の多様な人々の参画の促進が大切となります。

コミュニティ・スクール導入、運営に当たっての課題認識の一つに、学校運営協議会の存在や活動が保護者や地域にあまり知られていないといった課題があり、また、学校支援ボランティアなど地域人材による参画も一部の人々に限られており、必ずしも地域全体の動きに発展していない状況があるとのこと。地域の一部の人々だけが参画するのではなく、智頭町全体で子供たちの学びを展開していくために、地域の人々や保護者、関係機関、団体等、多様な参画を促進してい

くとともに、当事者意識の醸成を促していくことが必要となります。

ここで、最後の質問に入ります。

コミュニティ・スクールの導入のため、今後どのような具体的スケジュールで取り組んでいかれるのか、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 今後のスケジュールでありますけども、現在、準備委員会を立ち上げて、令和4年度中にできるだけ早い時期に学校運営協議会を設置してまいりたい、このように考えております。

なお、既に各家庭には、このコミュニティ・スクールのチラシを配布して、お知らせしておりますが、先日も済んでしまいましたけども、おとといまで、ちづ図書館でもパネル展示を行ってございました。多分、議員の皆さんは見ていただいていると思うわけですが、今後は、保護者の皆さん、地域の皆さんに順次説明会を行っていく予定ですし、智頭の子供たちを真ん中に据えてワークショップを開催し、地域の皆さんと話をする機会を持ちたいとも考えております。

まちの中に少しずつ応援団の輪が広がっていき、智頭に生まれて良かった、智頭で育って良かった、智頭で暮らして良かったなという、これが実感できるような智頭らしい、智頭ならではの取組を地域の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。いきなりを大風呂敷でトップで走るっていうんじゃないし、やっぱりローから徐々に加速していけるような、そういうようなコミュニティ・スクールでありたいなど、このように考えます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 波多議員。

○8番（波多恵理子） 答弁をいただきました。今後、高齢化、少子化、人口減少が急速に進む中、福祉や防災においても、住民の自助、共助がますます重要になっていくのと同時に、広い意味での子育てについても、保護者や地域の皆さんが自分ごとととらえ、みんなで関わっていかねばならない時代が来ていると思います。これから、保護者や地域の皆さんを対象に説明会やワークショップを行っていかれるとのことですが、私もできる限り参加させていただき、智頭らしいコミュニティ・スクールの実現に向けて、皆さんと一緒に努力していきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、波多恵理子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で1時35分とします。

休 憩 午後 1時28分

再 開 午後 1時35分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、安道泰治議員の質問を許します。

9番、安道泰治議員。

○9番（安道泰治） 議長の許可をいただき、あらかじめ通告済みの2件に関して質問を行います。

まず、1つ目の質問ですが、観光交流の施策について伺います。

現在、コロナ禍になって3年目となりますが、今年になって交流人口が大きく動き始めています。特に、ゴールデンウィークでは、全国的に規制も緩和され、鳥取県においても、コロナ禍以前よりも観光客が増加していたというように報道もされておりました。連休明けの感染者の増加を危惧しておりましたが、厚生労働省の専門家会議においても、感染者数はゴールデンウィークの影響は少ないと発表されております。

本町の観光の目玉の一つとして、石谷家住宅がございしますが、令和元年度の入館者数は1万9,564名、2年度は9,585名と半分以下になり、月別では、令和2年の4月が1か月91人と過去最低の入館者数を記録しております。令和3年度は1万137人と少し増加傾向になってきています。昨年4月、5月の入館者数は1,511人、今年は2,301人と前年対比で152.3%増加しております。規制緩和で観光交流人口の増加や、また職員の方のイベント、展示物の発案などあって努力の成果であるとは考えております。今後もこの流れが継続してくれることを祈るところではありますが、財政面から見ますと、財団への委託料1,078万5,000円、内訳は、石谷家が1,020万円、屯所が58万5,000円であり、決算も10,78万5,000円ではありますが、国からのコロナ支援金が令和2年度で400万円、3年度は600万円が入ってきています。単純に考えまして、この補助金がなければ赤字ということになります。経済が動き始めたと考えられるこの時期に、まちとして、短期、中期、長期的にどのような施策を考えているのか、町長に伺いたいと思います。

なお、以下の質問は質問席で行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 安道議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、本町の観光にも大きな影響を与えているところ  
であります。最近では、議員言われましたとおりに、ウイズコロナという動きが  
ありまして、それによって、観光に対する問い合わせも少しずつ増加しているところ  
であります。

これまで、アフターコロナということを見据えまして、観光案内所に機能を拡  
充するというようなことなど、できることは進めてまいりました。この6月には、  
外国人の入国制限が緩和されるということで、いよいよインバウンドも盛り返し  
が期待されるというところでもあります。

石谷家住宅についてですけれども、東洋文化研究者のアレックス・カー氏の著書  
でありまして、その中のいわゆる「ニッポン巡礼」という著者の中で、石谷家住  
宅を「住居版の東大寺」と絶賛していただいているように、これまでも外国人観  
光客からの反応も結構高い評価を得ているところからも、観光振興という点では、  
外国人観光客というものをターゲットに、このいろんなプロモーション活動を関  
係機関と連携して実施していきたいというふうに考えております。

また、施設を管理する因幡街道ふるさと振興財団、これの中で、先ほど議員も  
言われていたとおりですけれども、いろんなイベントの情報の発信とか、SNSな  
どを利用した活用強化ですね。これらを進めていくということや、昨年度から喫  
茶室のみの利用客の入館者を無料として、喫茶に入りやすくするというようなこ  
とから、一般住民の方々の入館も増加したというような実績があります。そして、  
こういったことをやっぱり継続していく、そして、先ほども言われました展示室  
として利用している3つの蔵、これらを展示者による直接販売、それからトーク  
ショー、ワークショップ、こういったことなどを行って、今後も観光客だけでな  
くて、智頭町の住民の皆様、こういった方にも積極的に利用していただいて、入  
館者の数を増やしていこうというふうに思っています。

ただ、運営といいますか、金額的なことは先ほど議員のほうも言われましたけ  
ども、確かに2年間にわたって1,000万円がはいってきております。ただ、  
その結果、結構余剰金というものもありますんで、この令和4年度にそのものが  
なくてもやっていけるんだらうと思っています。ただ、それにあぐらをかくんで



はなくて、少しでも有料の入館者をたくさん入っていただくようやっぱり努力はこれからも継続してやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治） 町長から答弁いただきました。余剰金があるので4年度はやっていけるんじゃないかということで、またどのようにやっていくかということで、智頭町の住民の皆さんの利用を増やしていくんだということでございます。

また、喫茶室の無料化やワークショップ、また物販の販売とか、やっぱりしているのを尋ねて行った私も見ているわけでございますけども、そこで、こないだ先ほど町長も言われましたインバウンドの盛り返しに期待していくというようなことでございます。それに伴って、やはり二、三年前に同僚議員が観光協会とのマッチングといいますか、合併というのはちょっといろんな隔たり、隔たりと言ったらあれですね。いろんなことがあったりしてできないというのは存じておりますけども、やはり観光協会と本当に連携をとって、観光バスの団体客の誘客の拡大を図っていくべきだと私は思うところでありまして、インバウンドの入国ちゅうか、来るのがもう解禁されましたら、やっぱりそこに入館者数が増えてこそ何百円掛ける何千人ということが生まれてくると思うので、やはりそれを進めていっていただきたいと思いますが、そのあたりについて町長どういふふうにしていこうとか、具体的なことをお願いできますか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 具体的なことと言われましてもなかなか難しい面があるんだろうと思います。ただ、この6月10日からですか、インバウンドの解禁というものはね。なったときに、そのインバウンドっていても、いわゆる外国人の方の中でも、大型バスでどんと来るっていうのは、大体中国のパターンになるんだろうと思います。今それがインバウンド解禁になったからといって、そういう方々がどんと来るかどうかということは、そんなに多くの期待はできないのかなと思っています。

ただ、やっぱり西洋といいますか、そういった方々、欧米といいますか、そういった方々の訪日外国人といいますか、そういった方々がやっぱり小さいグループでとんとんと来て、そして、行動範囲が広いわけですね。そういった方々を少しでも智頭町に来てもらえるような、先ほど言いましたが、そういったツアーを組んでもらえるような商品化といいますか、そういったものもできたら観光協会

の中で横のつながりを持って、いっていただければというふうに思いますし、智頭の観光協会だけでなく、やっぱり麒麟のまち、DMOとか、そういった中でも、そういう商品開発をしていると思いますんで、そういったこととも横の連携を持ちながら、智頭町をどんどん表に出して行っていただきたいと、そういう思いを持って、うちの企画課も観光協会、それから、石谷家住宅を外に対してのやっぱりアピールというものはして行っていかなきゃいけないなというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治） 町長がおっしゃったように、まちのほかのところにも、智頭町の中にもいろいろといいところありますし、1市4町、5町、6町、何ぼだったっけな。その麒麟のまちのその辺をいろいろと回っていくというような、それも大事にしていきたいという思いを述べていただきました。

金兒町長の手腕を発揮されまして、その辺はどんどん先に行っていただきたいと、思いますし、次に、私は、県外との交流についても、ちょっとここでお聞きしたいと、思いますけども、今年度に入って全国的に観光客の流れが活発になってきております。本町にも県外からの来町者が増加してきています。県内のそれぞれの自治体でも観光客の誘致や物産品の販売などに力を入れるなど、アフターコロナ対策は急速に進んできているように感じます。智頭町としても、他に先んじて、今年に入って、新横浜の青葉台東急スクエアでのイベントも開催されておりますし、以前から交流のある大阪摂津市との関係の維持などによって観光交流の強化や関係人口の増加に向けての体制は、私は智頭町として十分できていると思います。これらの施策を推進することで、経済の活性化及び移住定住の増加にもつながってくると考えますが、町長の所見と、さらに今後どのように進めていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 所見と言われましても、これまでしてきたことを継続していくしかないんじゃないかと思えます。これまでしてきたのは間違っているというふうに思っていないし、これの強化を継続していく、確かに新しいイベントの年なんかはどんどんしていくというのも大事でしょうけども、これまで、さっき言われたような摂津とのつながり、それから、港区ですかね、そういったところとのつながり、こういった都市とのつながりというのは、これまでのコネクシ

ョンがありますんで、やっぱりそれは継続してやっていく、これが大事なことだというふうに思います。ただ、そういったところに参加できる、今回も横浜のところに行ったら、観光協会も含めて行ったわけですけども、そういった行政だけ行くのではなくて、その関連した団体へ出向いて行って、地域の方々とのもたまたまコネクションを作っていく、これは大事なことだというふうに思います。ですから、そういったことを輪を少しずつ広げて行って、新しい方ができたら、その方を通じて、また次に行くという、横のつながりというものをやっぱり構築していくということが大事なことだというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治） 先ほども申し上げましたスクエア、横浜のほうですね。青葉台のスクエアなんかにも木材の関係の方とか、いろんなほかの企業の方とか一緒に行ったというふうに私も聞いております。これはこれで伸ばして行って、横のつながりを広げていく、それと先ほど町長言いました大阪の摂津市のコネクションを継続していると。こっちに泊まりに来られたら、幾らか町が見るとか、そういうこともございますが、やっぱりそういうことのつながりによって、今、私が思うのは、二、三年確か行っていないと思うんですけども、私も過去を振り返ると、10年間ぐらいあそこに行った思い出がありまして、大根1本から売って、そして、米とかを一緒に売りに行って、そうすると、米を大阪の人が直に買って、生産者が直接送るといようなシステムもできていたように思います。これからそういうつながりを大事にして行って、また大事にしていくというか、復活させていく、コロナのど真ん中にはありますけれども、徐々には良くなっているというふうに感じておりますので、その点について、町長これから前へ前へせっかく単独で残っている智頭町でございますので、他の町村と連携するのも大事ですけども、うちのうちでやったるでというような、そういう気持ちで前に外に行っていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 全くそのとおりだと思っています。やっぱり一緒にすることも大事ですけども、色をつけるというのも大事なことだというふうに思います。智頭カラーをもろに出していきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治） 私もそういう賑やかなところに出ていったりするのは大好

きでありますので、ぜひとも、そういう県外に出るようなことがありましたら、一緒に行きたいなと思っておりますので、どんどん前に進めていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問に入りたいと思います。

次の質問は、このたびJR西日本は、赤字ローカル線17路線30区間の収支を公表いたしました。その中に、因美線東津山から智頭間も入っております。地域の公共交通としての重大な局面を迎えていると私は思いますが、鳥取県においても、「公共交通利用促進協議会」が発足したり、「公共交通乗ってe c o h ! 県民運動」に取り組んだり、行政だけでなく、また岩美、智頭、兵庫新温泉町の商工会や岡山県の津山商工会議所など9団体が連名で、鉄道の減便、廃止は地域の衰退が懸念されるとして、要望書を提出されております。本町も沿線6市町に含まれておりますが、今後どのように進めていくのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 少し長くなりますので、読ませていただきたいというふうに思います。

先日のJR西日本の公表というものは、この公共交通の在り方に大きな影響を与えているという、今議員の言われたとおりであります。この因美線が利用客というか、その利用者の減少から廃線の対象になり得る、それは以前からマスコミなんかで言われてきていますし、今回のJR西日本の発表は、直接的な言葉で廃線というような言葉はなかったんですけども、それを何となくにおわせているような感じの言葉が見受けられました。上下分離とか、何か他の公共交通を使えとか、何かそんな感じが書いてあったように思います。

このJR西日本の公表を受けまして、4月27日に先ほど言われましたように、麒麟のまちの構成市町村1市6町が鳥取県知事に要望書を持って、何とか今の状況を継続してねということを国にも言ってちょうだいねというようなことで陳情をしたところであります。それが功を奏してかどうか分かりませんが、鳥取県では、先ほど言われた「公共交通乗ってe c h o（行こう）！」という制度が5月16日からスタートをしたわけです。実際、今回の補正の中にも、町単独でそれに上乘せしてということをし少し予算化していますし、職員についても、旅費の中で、じゃあ、公共交通を使って出張してねという予算も幾分か今回の補正で

も計上しているところであります。

それで、因美線の現状についてであります。沿線の人口減少による乗客数の減少、それから利便性向上のための高速化を図る計画、こういったものは全然ないわけです。実際、走行スピード25キロみたいな区間もあるはずですので、それ以上で走っちゃ駄目だという、線路が危ないからというようなところもあるわけです。実際そういった中で、町内全体の公共交通の見直しを図って、公共交通体制を構築しているんですけども、それが即因美線のことに対してどうだこうだということにはないんで、実際そういうことがあったとしても、因美線の利用客がどんどんどんどん増えていくと、そういう状況にはないわけです。ただ、やっぱりこれは住民のための生命線と言われるようなものですから、やっぱり大事にしていきたいなというふうに思っています。

実際、過去を話してみますと、智頭から津山の鶴山公園、花見へ行くというようなときには、結構こういった列車を使って行っていましたし、津山の方々も岡山は当然ですけども、海に行くのに因美線を使って、鳥取まで行っておられたというような時代も結構あったわけです。実際それが車社会ということになって、なかなかそういう実態にはなっていないということがありますが、そういった状況の中でも、西日本がああいった脅しの文句ばかり言っているのかなと思ったり、あにはからんや、新たにみまさかスローライフ列車を走らせようと言ったり、それから、その話ですかね。そういったものを走らせようとしてみたり、それから、急行の砂丘をリバイバルでやってみようと思ったり、そういった試みもあるようですので、そういったことに関してでも、やっぱりその利用を、実際こういうようなシーズンというか、どんとイベントとしてしていくんで、1年間継続してとか、例えば秋のシーズン、夏のシーズン、こういったことで4シーズン全部そういったイベントがあればいいんですけど、多分ぼんと打ち上げ花火みたいな格好でするんだらうと思うんですけども、でもやっぱりそういったことをしたときには、利用者を募り、利用者例えば定員が20人なら20人満杯になれるように、50人なら50人が満杯になれるような、やっぱりそういう努力はしていかなきゃいけないのかというふうに思っています。

実際、くしくもと言えおかしいんでしょうけども、因美線開通から90年というときがありますので、90年だからどうだかということじゃなくて、例えば10年後の100年に向けて、これをずっと継続して残していこうよと、こうい

ったやり方も必要ではないのかなというふうに思っています。

そして、それに加えて、この月曜日に、津山の市長が智頭に参られました。こういうこともひっくるめて、その話なんだと思います。因美線を使って来られたわけです。それで、津山から乗ったときには10人だった。それで土師の駅から1人乗った。それで11人で智頭に着いたというふうに言っておられました。それでも10人の方が、土師から1人乗っただけでも10人の方がやっぱり峠を越えて来ておられたということで、そこそこ、あれ、そんなにおったのかなというような気もしたわけですが、そういった話をしました。

それで実際、智頭、津山間の話なんで、すぐすぐどうこうとは言えないけども、やっぱりふだんから利用できる人間をこしらえようと。やっぱり利用するのが第一だなどということでも共通認識を持って、これからも定期的に話をしていこうということにしましたんで、できる限りそういったことで、実際、1市6町でしていったのは、因美線と鳥取浜坂間なんですけども、でもやっぱり智頭からしてみれば、あっちよりもやっぱり自分のところは大事ですので、できる限りは、津山と智頭、この間にある駅もひっくるめて、利用頻度を上げていこうというふうな協議を津山市ともしていきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治） とっても詳しい説明を町長いただきまして、ありがとうございます。先ほど言われましたように、やっぱり乗っていくことが大事だと思いますけども、JR側の発表は、利用促進イベントなどでは、沿線外からの利用は増えたら、先ほど町長言われましたスローライフ列車ですとか、天地ですとか、そういうものが走ることによって増えるが、地域利用は変わらない実情を説明して、利用促進の結果が出るまではちょっと待ちましょうということではなく、議論はスタートさせていきたいというふうに報道もされておりますし、岡山県北部を走る姫新線と因美線の自治体にも、今後の公共交通の在り方について協議したいと考えを伝えていると。鳥取県沿線6市町村には伝えてあるが、報道では、個別自治体は明かされていないということでございますので、うちに入っているかどうかということは町長にお聞きしませんけれども、多分入っているのかなと私は思っております。先ほど、あめつちの話が出ましたけども、先ほど90周年を迎えるという話も町長のほうからございました。

私は、因美線全線開通から、7月の2日で90周年迎える那岐駅舎においても、

写真展示などを行うことを那岐駅舎を守る会が考えられております。私は、まちとしてもバックアップしていく必要があると思いますけれども、また先ほど町長言われましたJRの人気車種のあめつちが7月と8月に3回、因美線を走るのは初めてだということでございますけれども、鳥取津山間を走ることが予定されております。智頭町としても注目される、初めて走るということで、大きなイベントになり、この汽車を見にきたい、見に来るといような、どう言ったらいいんでしょうね。マニアの方というのか、オタクの方というのか、そういう方はかなりたくさんおられるというふうに聞いております。那岐駅舎を守る会もイベントとして考えておりますので、その辺を含めて、まちとして、こういうイベントにはどのように関わっていくのかということ、町長、考えておられるのか、おられないのか、あったらお聞かせいただけませんか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 那岐駅舎を守る会がそういったイベントをされるということは知りませんでしたので、何とも言えませんが、実際そういったの住民活動といいますか、そういったことについては、まちづくり支援事業の中で後押しができるのではないかと思いますので、どういった内容で、どの程度かかって、じゃあ、まちづくり支援事業に手を上げるよというようなことがあるようでしたら、窓口のほうにお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治） ありがとうございます。今日7時から、その那岐駅舎を守る会の会合がございまして、特に、このまちづくり支援事業にも匹敵するんじゃないかという町長の心強い答弁がいただけましたので、これを持ちかえって協議させていただきたいなと思っております。写真展示だけじゃなしに、何かもうちょっと大きなこともやりたいなと考えております。後ろで企画課長がちょっと頭をえーって考えておりますけれども、これは町長の大好きな言葉で、住民自治力という言葉がございまして、それには大々的に協力していただけると私は思いますので、ぜひ期待して、今日の会合に加わって説明をさせていただきたいなというふうに思いますが、町長よろしいですか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 物すごいダメ出しだけど、いいです。

○議長（谷口雅人） 安道議員。

○9番（安道泰治）　　そういうことなので、今、頼もしい言葉をいただきました。前回はオーバーしてしまいましたけども、今回はちょっと短いようでございますけども、いい答弁をいただきましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口雅人）　　以上で、安道泰治議員の質問を終わります。  
暫時休憩します。

再開は議場の時計で2時20分とします。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時20分

○議長（谷口雅人）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤田浩祐議員の質問を許します。

4番、藤田浩祐議員。

○4番（藤田浩祐）　　議長のお許しが出たので、通告に従い、質問いたします。

1、放置空き家の取組についてです。

空き家対策として、平成27年に施行された空家対策の推進に関する特別措置法を受け、平成29年の調査によって、平成31年3月に智頭町空家等対策計画が策定されました。その中で、空き家件数429軒とあり、そこではABCと利活用のランクが位置付けられています。ちなみにAランクは、現状の状態や多少の修繕により再利用が可能なもの。Bランクは、破損・老朽化により現状での再利用に適さないが、当面の危険性はないもの。Cランクは、倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急性が高いものとあります。このCランク、倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急性が高いものと、その中でさらに、緊急性が高い特定空き家と認定されたものについての現状と今後の取組をお聞かせください。

以下は質問席で行います。

○議長（谷口雅人）　　金兒町長。

○町長（金兒英夫）　　藤田議員の質問にお答えします。

平成29年度に実施しました空家実態調査結果における利活用ランク別のうち、老朽度・危険度が高く、倒壊等の危険性がある空き家の現状認識についてのご質問であります。まず、特定空き家につきましては、町民からの情報提供により調査をした後に、特定空き家等の認定について起こったものというふうになります。

平成31年3月に策定した空き家等の対策計画において、倒壊のおそれのある



空き家ということについては76軒ありました。現在、既に取り壊し等がありますので、数はまた変わってくるんだろうと思います。この辺のところにつきましては、この3月定例会で皆様方に説明しておりますけども、これ今年度、企画課の職員を増員しまして、この令和4年度に、この空き家実態調査を再度実施したいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 今、町長が述べられました、今後また増員して調査を行われるということでした。ただ、ABCとランク付けされた平成29年の調査から既に5年がたち、そして今回の冬の大雪によって大きなダメージがある空き家が見受けられます。この5年間で定期的な調査は実施されたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 調査ということではなくて、特定空き家を認定をし、そのうち撤去してもらったりしておるところがありますので、再調査というものは行っておりません。ただ特定空き家のうち、もう大変危険だから壊してちょうだいねということをいって、じゃあ、壊しましょうかといって壊した件数が1軒ですか、あります。そして、今解体に向けて協議中のものも1軒あります。それから、もう完全に私は要らないよって相続放棄をされているところもあったりして、なかなかまちとしても手が出せない状況が起こるのが多々あるということでございます。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 手の出ない形にある空き家、それでも、今後、大雨や台風が来た場合、がれきが飛ぶなどの可能性も高く、住民も身の安全を守るためにも長く放置してはけません。特に危険回避を要する緊急案件に対しどのような対処をお考えかお尋ねします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 基本的には、先ほども言ったように、なかなか手が出ない、これは空き家等に関する、これは空き家であろうが、普通の民家であろうが一緒なんですけども、所有権、所有者の財産なんですね。所有権を持った。これはもう憲法で規定されていますので、第三者が簡単に手を出して、どうする、こうするということとはできないわけです。ですので、やっぱりそこを放置するといった

ところで、その放置した状況であれば、町民の皆様に対する被害というものが出る可能性がある。だから、そういったことについては、やっぱりその所有者に対して、こういう状況だから撤去してくださいねとか、何か手を施してくださいねということ言っていくしかないんです。

ただ、さっき申し上げましたけど、相続放棄という一つのことがあるんですけども、最終的には、相続放棄されても、最後に相続放棄をされた方がその責任を負うということになっていますので、やはりそこについては、最終責任はそういった方にとってもらうということしかないんだというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 実は、対応策として、一つお話させていただきたいんですが、つまりCランクを住民が積極的にまちに情報提供し、まちも聞き、聞き取り調査及び実態調査を早め、行い、一定の対応フローを経た後に、特定空き家に認定する。つまり、早めにCランク、70軒以上あるわけですけども、そこで早目にちょっとこれCランクを特定空き家にするによって、当然、町長おっしゃいましたように、所有者相続人、これの合意及び、でもこれは相続人及び所有者責務でございますので、必ずもう住民の身の危険のほうが強いというふうに思っています。それは町長も同じかと思いますが、特にCランクを特定空き家に早める。今申しましたように、聞き取り調査、実態調査を早めに行って、特定空き家になる一定のフォローを経た後に、早目に認定することのほうがよろしいんじゃないかと。そして、特定空き家については、空き家の除去推薦のために、土地の利活用を目的とした、例えば土地の造作の支援、これはちょっと飛び抜けている意見かもしれないんですけども、固定資産税が上がらない特例条例を制定を考えてはみたらどうでしょうか。この意見に申し訳ございません。この固定資産税等々については、ちょっと急がして飛ばして入っておりません。よろしく願いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） Cランクを経ての特定空き家ということの位置付けを早めてみたらということもそうなんですけども、大体、Cランク以降になる方というのは、ほぼこちらにおられない方なんですよね。おられる方は、たいがいされていますけども、ですので、なかなか特定空き家に早く認定したからといって、スムーズにそちらの処分に手が回るか言うたら、なかなかそれは期待薄になるんだ

ろうと思います。

それと、家屋を解体して、更地にして税金が上がるという意味ですよ、言われたのは。それを基本的には、家屋を建てれば償却家屋ということで、控除というか、少し固定資産税が安くなる。更地にしたら、それがなくなるから高くなるということなんですけども、それだから壊さないということは、それが契機でできるとはあんまり思っていないんです。そんなに一つの家を壊せば、100万円、200万円となるんですけども、それで更地にしたから、固定資産税がどんと急激に上がるというもんじゃないです。上がることは確かですけども。やっぱりそこは何かきっかけになりにくいのかなというふうには思っています。実際しようと思えば、まちで条例を作ってしなきゃいけないわけですけども、そこまでの必要があるのかなというのを今は疑問に思います。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） そうすると、固定資産税が上がらない特定条例の制定というのは同じ答えでございますでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 固定資産税が上がるんじゃなくて、普通の税制に戻す。それを、いや、そうじゃないよという、いわゆる減免措置みたいな、そういった減免条例を作らざるを得ないということです。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 空家除去推進のための土地利用活用を目的にした土地造成の支援及び固定資産税が上がらないといいますか、特例条例の制定に関する町長の意見をお伺いいたしました。納得いたしました。

そこで、平成31年に策定された智頭町空家等対策計画は5年としており、必要に応じて見直しを図るものとするのとあると。来年、新しい智頭町空家等対策計画等の策定が始まるわけですが、その辺のこと、その辺の実施はお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど、今年度の実態調査を行うと言いましたんで、その実態調査を行わないと、その計画というのは成り立たないと思っていますので、それを実態が分からないのに、計画の更新ということはありませんというふうに思っていますんで、その実態調査を踏まえて、新たな計画を再構築するというこ

とになるということに思っております。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） ということは、実態調査、その策定が始まるということ  
でよろしいわけですね。そうですね。まず実態を探るための調査をなさると。人  
員を増員して、ということだったんですが、そのためのこの智頭町空家等対策  
計画を作るための足がかりにする実態調査だというふうな考えでよろしいでしょ  
うか、お尋ねします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 冒頭に申し上げました平成31年の空家対策計画というも  
のは、平成29年に実施した実態調査に基づいて作っているわけです。ですので、  
今回実態調査をしますので、それに基づいて計画を立て直しをするということ  
です。もうこれは先ほどうぞっと言っているとおりでございますので、念を押して  
もらわなくても、もう十分でございます。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 納得いたしました。ご回答ありがとうございます。つきま  
しては、2といたしますか、次の質問に移らせていただきます。

移住定住の取組についてということでございます。昨今、複業協同組合登録者  
等で、徐々ではあるが、智頭町に定着する移住の方が増えている傾向が伺えます。  
その中で、増加に伴う課題、特に住宅ですが、今後の対策をどのように考えてい  
るのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 移住者に対する住宅確保ということは、これまでもいろい  
ろ何人かの議員の方々がそういった質問をされてきておまして、そういったこ  
とももずっとお答えさせていただいておりますので、繰返しになるとは思いません。  
でも、こういった質問ですので、空き家を有効活用するための空き家バンク、こ  
れは創設しておるところであります。これまで128人の方が賃貸とか売買、こ  
ういったことで活用いただいております。今後も空き家を活用した移住定住の推  
進は図るべきだと考えていますし、さらに、これを活用して、移住定住だけでは  
なくて、実際に民家を活用して、カフェやゲストハウスというものを作ってられ  
る方もあるわけです。ですので、そういったいろんな活用をしてもらうための、  
この空き家バンクということで、これまでも、これからもしていきたいというふ

うに思います。こんな感じで、町内の空き家は、移住定住や起業促進に役立つというような有効な資源であるというふうに思っておりまして、これはまちの活性化にも寄与する。それから、空き家の活用にも大きな活用といいますか、寄与する、していくんですけども、やっぱりそれはいろいろな問題があるんです。これは、空き家バンクの登録が今は260軒ぐらいあるんですかね。そのうち217軒が賃貸及び売買の成約ができたもの、あるいは取消しされたものというようなことで、今はぐんと少なくなって、いわゆる紹介可能な物件っていうのが43軒しかないんです。それで、その中でもまだまだすぐに住めるっていう家がなかなか少ない。ですので、ただ空き家の活用がとか、移住定住するための空き家がとかいって、確かに空き家は有効活用していけるんですけども、すぐすぐに右から左に空き家があったから、これ、ここに住んでちょうだいねと言えるのが数少ないということですので、実態として、空き家バンクにも登録していない空き家がたくさんあります。その辺のところもどうやって利活用していくか、そういった空き家バンクに登録していない家というのは、もういわゆる荷物があつたり、それから仏壇があつたりとか、そういった家がたくさんありますので、右から左にということには、なかなか難しいのかなと。でも、そうは言いながら、その空き家バンクの登録で利活用できるところを少しでも多くやっていきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） そこで、その空き家バンクの窓口っていいですか、相談窓口が観光協会内に移住定住コーディネーターが配置され、その窓口がございます。これは非常に便利な、運営にすぐれた非常に便利だと感じております。しかし今後、相談事をスムーズに対応する、そして、より専門的に対応する、なるべくそこで、1人で賄うのは駄目でしょうが、この窓口で相談事が一気通貫できるような、これは外部発注でもよろしいんですが、空き家に特化した、例えば法律、不動産、建築等の団体等と連携した体制が今後必要だと思いますが、いかが思われるでしょうか、お尋ねをします。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際にそういったことは大事かもしれませんが、行政がどこまで関われるのか、関わっていいのかという問題があるんだろうと思います。やっぱりこの空き家バンク、できれば民間がしてもらって、これが一番いいわけで

す。ただやっぱり実際として、なかなかそれだけで飯が食えるわけじゃない、営業ができるわけじゃない、収入が得られるわけじゃないというようなことがありますんで、行政が携わっているわけですけども、本当にそれを行政が1から10まで民間の力を借りて全部完結するんだよというのが正しい姿なのかどうかというのは疑問があるところです。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 一気通貫でやれることは越したことがない。ただこれを行政が全て面倒を見るのか、それもいささか私の質問には無理があるかとは思いますが、やはり何かしらあそこに来て、いわゆる一般的にそれじゃあ分からない、あそこに行きましたら、そういった光景をよく目撃する。それに思っ、例えば、質問としてどのぐらいのことを直せばいいだろう、それにはどのぐらいのお金がかかるだろう的なことも相談なさるお客さんがいる、実際に。これをどう対処するか、つまりは。これが分かるシステムですよ。運営システムっていうものは、一つ、運営であるとして、構築する必要があるのではないかということになるかと思うんです。これ、あるか分からないんですが、あるかもしれない。でもあればあったで、見直して、またそのような今の時代に合ったそのような運営マニュアルを作る必要性があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ですから、私が言っていますとおりに、それを誰がするのか、行政がしなきゃいけないのかっていうことなんですね。実際、家を住めるようにするためにはどのぐらい費用がかかるかっていうのは、専門家でないとは分からないわけです。ということは、建築に携わる人、設計に携わる人、そういう方でないとやっぱり分からない。でもその人の時間をとると、当然有料になる。さあ、その金を誰が払うのかということなんですよ。それを行政がと言われるのかもしれないけど、それは違うんだろうと思います。そして、移住定住コーディネーターがそれを全部するのかと、それは無理な話です。それを多分仲立ちで、こんなのがありますよ、こんながありますよ、どうですかって、詳しいことはまた第三者を通じて話をしてくださいねというのが、せいぜいできることなんだろうと思うんです。ですから、一貫してそれを組織立ててとかいうことは、なかなか難しいんだろう。実際、そのコーディネーターを使って、バンクを使ってという以外に、民間同士で空き家を話をして、売買されている例がたくさんあり

ますので、これが全部できるのかとか、今は行政でできることはこの分野で、こうやっていますよというのが現状ですので、それ以上のことを何をというのは、なかなか難しいのかなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 藤田議員。

○4番（藤田浩祐） 町長のお答えをいただきました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口雅人） 以上で、藤田浩祐議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で2時50分とします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 2時50分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口翔馬議員の質問を許します。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

本町は、まちの面積の93%が山林が占め、谷あいには88集落が点在しています。中山間地域特有の少子高齢化が進み、高齢化率は上昇を続け、今後も現在では、人口増加の期待がほぼ見込めない状況です。しかしながら、人口が減少しても町民個々が活気に満ちた誇りあるまちづくりを継続するため、平成27年8月に策定した智頭町総合戦略では、令和22年の目標人口を5,000人と定め、この目標を達成のために合計特殊出生率の向上、社会移動の差をゼロ、Uターン施策や移住政策を積極的に行っているところでございます。

併せて、まちに暮らす人々が健康でいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉施策や健康づくり事業、住民を巻き込んだ支え合い体制づくりなど積極的に進めており、介護認定者の増加抑制など一定の成果も見えているところです。しかしながら、冒頭でも触れましたが、本町では、急速に高齢化率が上昇しており、現在約44%の高齢化率が社会保障人口問題研究所の調べによると、令和12年には、高齢化率49.7%となり、約2人に1人は65歳以上となります。

地域の高齢化に伴う課題はたくさんありますが、その中で、ごみを指定場所に出すことが難しくなってきたという現実があります。筋力の低下や関節疾患

がある高齢者にとって、大きなごみ袋や重たい新聞の束を集積場まで運ぶのは大変な作業です。認知症や、その前段階の軽度認知障害になると、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えることも難しくなります。近年こうした身体機能や認知機能の低下によってごみ出しが困難になった高齢者の支援が課題となる中で、本町として、ごみ出し支援策を行う考えはないか、町長の意見を伺います。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ごみ出し支援策に対する谷口議員のご質問にお答えします。

現在、ごみ出しが困難となり支援が必要となった高齢者は、ごみ出しのみでなく、買い物、掃除等、生活全般に支援を必要としている場合が多く、介護保険制度を利用した訪問介護、いわゆるヘルパーを利用しているところであります。

また、平成30年度から始めた暮らしを考える会で、地域に出かけ生活が困ること等について、皆様の声を聞いておりますけども、ごみ出しに対する要望は出ておりません。しかしながら、今後、高齢化する中、介護や支援を必要とする高齢者が増加するというふうに見込まれており、公的な介護サービスの利用のみではなかなか対応が難しいというふうと考えております。介護人材の不足が課題となっている点からも、買い物やごみ出しなどの生活支援は、訪問介護のような専門職ではなく、できれば地域での支え合いにより解決していくことが必要ではないかというふうと考えています。実際に近所の方に対してそのような支援を行っておられる方もあるというふう聞いており、おせっかいのまちづくりを行っている我がまちにとっては、地域の互助の中で、ある程度対応することができるのではないかというふうに思います。

今後も暮らしを考える会などで住民の声を聞き、具体的な課題解決に向け、従来の地域で行われているおせっかいの取組や、まちのコイン、てごですね。これを上手に活用した仕組みづくりなど、住民と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 暮らしを考える会で声を聞いていって、様々な課題解決に取り組んでいくという町長の答弁をいただきました。私がこの一般質問をするきっかけとなったのは、高齢者の方の町民の声で、家族と同居しておらず、ごみを



出しに行くのが難しくなっていると伺ったからです。高齢者のごみ出しについて調べると、環境省が高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築のため、全国の市町村における高齢者を対象としたごみ出し支援の実施状況等について、2019年にアンケート調査を行い、1,648件の回答がありました。そのアンケート結果の中で、今現在、ごみ出しに困難を抱える高齢者が多くいるかという問いに、とてもそう思う、そう思うと回答した方が53.3%、今後、高齢化によりごみ出しが困難な住民が増えると思うかという問いに、とてもそう思う、そう思うと回答した方が87.1%あります。そして、ごみ出しが困難な高齢者への支援は、自治体に取り組むべき課題であるかという問いには、とてもそう思う、そう思うと回答した方が54.5%、ごみ出しが困難な高齢者への支援は、優先順位の高い課題であるかという問いには、とてもそう思う、そう思うと回答した方が53.5%ありました。

このアンケート結果を踏まえると、ごみ出しは、住民にとって不安を感じている問題であり、高齢者のごみ出し支援は優先順位の高い課題であると考え、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、ごみ出し支援がトップになるのかというのは、ちょっと疑問があるんだろうと思いますけども、実際、まちとシルバー人材センターが協議して、ごみ出し支援制度というの作っていたんですね、平成28年ですか。30分以内のごみ出し等、簡易な短時間の支援というもので、シルバー人材センターにお願いする。1コイン以内ですするというようなことで、有料ですけども、そういう制度を作っていたんですけども、当初、1件、2件あったんですけど、それから以降全然ないと。有料だからということがあるのかもしれませんが、そこまで困った方々がたくさんいなかったのか、それとも、この制度が波及というか、普及状態がよくなかったのかというのがありますけども、実際そういう制度もあったわけです。ですので、ごみ出しはごみ出しが出る。ごみ出し以外にしなきゃいけないことってたくさんあるんじゃないかと私は思っています。ですので、何かのきっかけと一緒に、ごみ出しができるのかなというふうに思いますけども、それを行政が福祉施策の一環とする時期ではまだないのかなというふうに思っています。ですので、先ほどお答えしましたけども、近所の皆さんと一緒にやろうよと。困った人があればみんなでそこを助けていこうよという、い

わゆるお互いがお互いを助ける。共助、互助というような考え方をもっともっとやっていけたらなというふうに思います。

それともう一つは、てごを上手に使ってもらえたらもっといいのかなというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） シルバーセンターがごみ出し支援をやっていたが、件数がなかったということで、あまりなかったということで回答いただいております。

そして、一番自分が気がかりになるのが、今後、高齢化により、ごみ出しが困難な住民が増えると思うかっていうアンケート結果、これ87.1%、今後、高齢化率によって当たり前が当たり前じゃない現状に陥ってしまうっていうところが私の中で一番この問題するべきテーマかなって思っております。そして、高齢者のごみ出しが困難になってきているという問題を解決するため事業化に取り組んでいる自治体も多数あります。しかしながら、支援制度を導入に当たって誰がするのかという課題が挙げられると思います。

環境省で事例集があり、やり方も様々であり、直接支援型（直営）、直接支援型（委託）、コミュニティ支援型、福祉サービスの一環型の4つのタイプがあり、福島県安達郡大玉村では、社会福祉協議会に委託していたり、コミュニティ支援型を採用している千葉県千葉市では、民間、社会福祉協議会、地区団体などに委託して地域の活力を生かし、住民主体で行う高齢者へのごみ出し支援を行っています。本町でも公的サービスだけでは難しいと思いますし、民間、地区振興協議会、社会福祉協議会などと連携をとることで、共助の体制づくりが今以上に出来上がる事業だと思われませんが、その体制構築に向けて、町長、考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） これはごみ出しだけのことじゃなくて、午前中の議員の方からの質問にあったような雪かきとか、いろんなことがあるんだろうと思います。ですから、このごみ出しの体制づくりということじゃなくて、さっきも何回も言っています。やっぱり自分でできないことはみんなで行おうよと。それをどういうふうにやるのか、そういったやり方をみんなで行おうよと。これは、いろんなことを、全てのことなんだろうと思います。ですから、これに特化した組織というのはちょっと違うんじゃないかと思いますが、やり方は、当然そういった考

え方はあるんですけども、やることはたくさんある。これだけに特化するということではないと思います。

それともう一つは、高齢化率が高くなって老人が増える、それは増えません。ただ単に、分母になる人口が少なくなるだけであって、智頭町は、高齢化率がだんだん上がっていますけども、高齢者の数はほぼ一緒です。ここ5年、6年、ほぼ一緒の2,700人程度いるわけですから、高齢化率が上がったから、65歳以上の人が増えていくということはないんです。今の人口の構造的な、智頭町の構造的なことと言えば、全体的に高齢者の数は消えたけども、分母の人口が全体的に減るから、高齢化率が高くなるということですので、高齢者が増えません。もしかしたら増えるんかも分かりませんが、今のところずっと増えていないです。もうこれから5年ぐらいたったら、そこがまたぱんと減ってくるわけですから、だから制度がどうかということじゃなくて、認識として知っただけでいいと思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 町長の詳しい答弁いただきました。しかしながら、このごみ出し支援制度を行うことで安否確認っていう観点から見てもするべきではないかと考えております。本町でも4月頃、自宅で亡くなり、数日後に見つかったという事例もあります。週に1度、ごみを回収するときに声かけ等を行うことで安否確認効果も期待できると感じますが、その安否確認の観点から、町長、意見をお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ついでに安否確認もできるよということでもあります。ただ、実際今智頭町の行っている安否確認、これは、従来からの地域包括支援センターの職員による訪問、それから告知端末によるお元気ですかメール、それから、緊急通報装置の設置、それから、それ以外には、民生委員であるとか福祉委員であるとか、そういった方々の見回り、こういったことでやってきているわけです。これが今谷口議員の言われているのが、それが合っているかどうか分かりませんが、先日、孤独死されていた方、実際、訪問していたんですけども、もうしばらく来ないでくれと言われて、それでもそうは言いながら、ひと月たったけ行ってみようかなと行ってみたら、結局そうなったということなんですよね。だから、横着して行っていないんじゃないかと、たまたまそういった結果がそういうこ

とつながってしまったということですので、それがあったからこれだという話じゃないということだけは認識しておいていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 答弁いただきました。安否確認の観点から見ても、週に1回声かけする、そして共助の体制づくり、そしてコミュニケーションを高めるためにも、しっかりできる施策だと思いますので、そして、智頭町福祉計画の中に、少子高齢化や人口減少、家族の在り方の多様化により、独身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、地域力や家庭の介護力の低下、福祉のニーズの多様化・複合化等の課題も増加している。こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、既存サービスに加え、地域が一丸となって助け合い、支え合えるまちづくりが重要となります。

本町は、これまでの町民主体の町づくりが認められ、SDGs未来都市に認定されており、SDGsの考え方である「地球上の誰一人取り残さない」と、智頭町第7次総合計画における「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を組み合わせ、一人一人に寄り添い、誰一人取り残さないまちづくりを推進しているところです。

また、町民一人一人が支える側、支えられる側という関係を超え、世代や分野に関わらず横断的につながることで、支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、いい意味でのおせっかいなまちづくりを行っていますと町長が書かれております。そして、高齢化が進むにつれて当たり前が当たり前じゃなくなっている現状となっているのも事実です。そして、まさしく、ごみ出し支援を行うことで、一人一人の人生に寄り添えるまちへ、おせっかいなまちづくりになると思いますし、高齢者等のごみ出しは一つの課題であって、今後、様々な課題が浮かび上がってくるものだと思います。ごみ出し支援から地域が一丸となって助け合い、支え合えるまちづくり共助体制づくりにつながると感じますので、ごみ出し支援の検討を強く願い、次の質問に入らせていただきます。

現在、巣ごもり需要の影響、そして、本町でも力を入れ始め、少しずつではありますが、ふるさと納税が右肩上がりになってきています。現在、ふるさと納税で積み立てている基金約2,000万円の活用方法について、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫）　　ふるさと基金、この活用方法ですが、智頭町では、ふるさと納税をしていただくときに、この寄附金っていいですか、これを活用するのに寄附をされている方にどういったことに活用してほしいですかというような意向を聞いているわけです。その中に、緑豊かな自然環境の保全及び活用に関する事業、これは1／0であるとか、100人委員会であるとかそういったこと。それからもう一つ、魅力あふれるまちづくりというか、本町が行う事業全般に使いますよということ。それから、全然指定しないということ。それと最後に、おせっかいの奨学金パッケージのほうにどうですかとかいう、この4項目でしております。ただ、これまでご存じのように、100万円とか200万円とかいうような数字だったものですから、具体的な使途がなかなかなかったということがあります。ですので、今後、あなたは、こういったことに、あなたの寄附してもらった金をこういうことに使いましたよということをオープンにして、どんどん寄附された方には言っていこうと思っています。

　　今言われたように、たまっていますんで、そういった部分についてはどんどん使って、ためるのが目的じゃないわけです。使うのが目的なものですから、これからは、そういった使える費目に充当していけたらなというふうに思います。

○議長（谷口雅人）　　谷口議員。

○7番（谷口翔馬）　　自分が思っていた前向きな答弁がいただくことができました。ふるさと納税は、自治体への寄附であります。寄附をする人が寄附金の使い道を指定することができます。ふだん納めている税金は何に使用しているのか分かりにくいですが、ふるさと納税は、提示された選択肢の中から、自分の希望に合ったものを選択、選ぶことで、応援したい気持ちをはっきりと自治体に届けることができます。そして、多くの自治体の子育てや教育、文化、第一産業や商工業、環境保全などに利用できるよう選択肢を設定しております。本町でも先ほど町長が答弁されたよう選べる使い道として、おせっかい奨学パッケージ事業、緑豊かな自然環境の保全及び活用に関する事業、魅力あふれるまちづくりに関する事業などがありますが、先日、ふるさと納税をされた方とお話をしているところ、故郷、まちを応援したい気持ちでふるさと納税で寄附をしている中で、その寄附が何に使われているのか、何に変わったのか知りたいという声がありました。やはり、何に使う予定、何に使ったなどは公表すべきだと思いますし、そのように町長から答弁いただきましたので、そのアピールを行うことで、ふるさと納税

で寄附した方が、私の寄附でまちの活性化につながった。こんな事業ができたなどもっともっと智頭に興味関心がわき、リピーターの増加、そして、智頭ファンの増加にもつながると思われます。そして、また一つの提案として、ふるさと納税の使い道として、遊休施設に活用してはと考えるが、町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際まちの遊休施設についてということですが、今のところ、遊休施設については、個別施設計画ということで定めておきまして、今のところ、利用の予定のない施設、もうあと壊すだけの施設というのをいかに有利な資金をこしらえて壊すかということにしていますので、この基金といいますか、寄附金といいますか、これを使うのはちょっともったいない気がしますんで、これは違うことに、もっと建設的なことに使いたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 私がこの一般質問をした理由っていうのが、町民の子育て世代の声として、雨が降ると子供を遊ばせに行くところがなく、市内などに出ているという声があり、本町にも、河原にあるトッキーノ館みたいな室内で木で遊べる施設が欲しいという声がありました。遊休施設を改築するには多大な金額がかかりますが、ふるさと納税積立基金と有利な財源を活用し、本町が進める木育と関連させ、遊休施設を木育の室内コミュニティの場にしてはと考えますが、町長、そのあたりの考えをお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、谷口議員の言われるようなものを作ると多大な金額が要りますので、なかなかそこまでには至らないというふうに思いますが、遊休施設とかいうことでなくて、できれば、ちえの森ちづ図書館で行って、雨の日は、当然そういったスペースがありますので、小さなお子さんでも遊べる場所がありますので、そういったことを利用したり、それから地域の方は、そういった地域の、例えば旧小学校に行って遊ぶとか、いろんなことはできるんじゃないかというふうに思いますが、新たなものを作って、さあということではなくて、今ある施設を有効的に使っていただけたらなというふうには思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 私もその方とお話したときに、智頭にはいい図書館があっ

て、ちえの森の図書館というところに遊びに行つてはどうかということもお尋ねしたんですが、やはり子供が走つたり、そういうので気使うという声で、なかなか行けないっていう部分もあったので、このたび、こういう一つの提案として言わせていただきました。

そして、この私が言ったこの内容っていうのは、なかなか難しい話だと私も思っております。しかし、ふるさと納税には、一般財源の確保の観点から見ても可能性はあるものだと感じておりますし、ふるさと納税が少しずつ右肩上がりしてありますが、まだまだ智頭町は鳥取県の中でもダントツの最下位ですので、もっともっと智頭をPRして、興味、関心を持ってもらい、智頭ファンを作り上げていけば、使い道の幅も広がって、様々な可能性が出てくるものだと思っております。なので、最下位脱出に向けてしっかりPR強化、そして、ふるさと納税強化に強く期待しております。町長、その辺の考えをちょっとお聞かせ願います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、伸び率で言ったら、鳥取県1位なんですけども、もとが低いもんですから、そういうふうになっておると思います。でも実際、智頭町に海がないのにカニをとという話にはならないですし、買わしてでもしようと思えばできるんでしょうけども、そこまでするのかということもあります。ですので、智頭の商品になる、特産品というものになるものを少しでも見出して、寄附をしてもらえる方に興味を持ってもらえるような、いろんな施策を通じて努力していきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 町長から、ふるさと納税に対して前向きな答弁を受け取ったと感じておりますので、私的にも、この智頭町をどんどんどんPRして行って、この智頭町を好きになってもらい、智頭ファンを増加していくことで、ますますの一般財源確保、そして、様々な事業ができ上がると思っておりますので、しっかり期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口雅人） 以上で、谷口翔馬議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で3時30分とします。

休 憩 午後 3時18分

再 開 午後 3時30分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、仲井莖議員の質問を許します。

1 番、仲井莖議員。

○1 番（仲井莖） 本日最後の一般質問になります。傍聴席の皆様、長時間の傍聴ありがとうございます。

では、議長の許可を得ましたので、通告に従って、順次質問させていただきます。

本日は、2023年の設立を目指している、こども家庭庁の子どもまんなか社会に向けての智頭町の取組について、2点質問させていただきます。

まず1点目、子どもの権利に関する総合条例の制定についてです。現在の子供たちの社会環境を見てみると、貧困やいじめ、児童虐待、登校不安、ヤングケアラー、コロナ禍での制限を強いられた生活など、子供の権利が守られている状態であるとはとても言えません。子どもの権利の保障については、平成27年の6月に、以前の議員にも同様の質問をされ、教育長からは、今は必要がないが検討をしていくという趣旨の答弁であったと認識しております。今こそ必要な条例だと私は考えていますが、その後7年がたち、どのような検討をされたのか、そして制定について、町長の考えをお聞かせください。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 仲井議員の質問にお答えします。

先ほど、質問の中でありました平成27年6月に教育長が答えておりますが、検討するという意味合いではなかったかなというように思います。今の制度の中では、あえて条例を制定する必要はないというような考えの意見だったと思います。私も、現在でもその意見を踏襲したいというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1 番（仲井莖） 答弁をいただきました。前回と同様の回答であったと認識しました。改めて必要性を申し上げたいと思います。

今国会で、こども家庭庁が可決されました。その目的は、子供の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するとあります。今までは、子供に関わる行政が、文科省、内閣府、厚労省に分かれており、縦割り行政の弊害にありました。つまり、子供の利益に対して十分ではなかったのです。



1989年に国連に採択された子どもの権利条約に、日本は、1994年に批准しましたが、その骨子である、子どもの権利擁護に関する国内法の整備を行いませんでした。既存法で子供の権利は守られているという立場をとったからです。ところが、実際には既存法では不十分で対応できず、2016年に児童福祉法の改正でやっと、子供の権利が法的に明確に位置付けられました。そうした中で、教育機会確保法や子どもの貧困対策法の改正などが、子どもの権利条約の理念にのっとることが規定されました。こうした状況が、こども家庭庁の発足につながりました。

前回の定例会で、こども家庭庁の名称の経緯について質問させていただいたのは、子供の声を第一に聞くべき省庁が伝統的家族観を重視する保守層の大人の声を優先させてしまった社会の矛盾点を指摘するためでした。現在もこども庁という名称に変更してほしいという声が上がっています。

子ども基本法とは理念法であり、法律の中でも上位にランクされます。全ての子供に対する政策について縛る権限があり、官僚も自治体も従わなければなりません。子ども基本法、子どもに関する条例においての画期的な意義は、子供観を保護の対象から権利行使の主体に転換されたことにあります。条例が制定されれば、第一に子供の声を聞き、子供たちが声を上げていけば、地域や社会を変えることができるんだ、と思える地域にしていくことが、子供を大事にしてくということだと私は思っています。本町での政策を見てみると、まだ子供を保護の対象と見ているところが見受けられます。

今、私たち大人がしなければならないことは、発想の転換だと思います。実際に「子どもを核としたまちづくり」を実践している兵庫県の明石市では、9年連続で人口が増え、出生率も2020年には1.62で、国の1.33を上回っています。さらに地域が活性化され、税収も上がっています。結果的に少子化対策になっているのではないのでしょうか。

こういったことを踏まえて、改めて町長の所見をお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 反問権使わせてもらいます。

○議長（谷口雅人） はい、了解します。

○町長（金兒英夫） 先ほど質問の中で、当時の教育長はこう答えられました。

今度は町長にと、その質問なんでしょうけども、なぜ町長なんですかね。例えて

言うと、7年前に教育長はこう答えた。7年後には教育長考え方が変わっていないのかね。状況は変わりましたよというのなら分かりますけども、行政庁の私にそれを問うというのはどういう意味合い、どういう存念で質問されているのかというのが私ちょっと理解できないんですけども。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 教育長と町長とは同じ考えではないということなんでしょうか。教育長がそういう考えであるということは、町長も同様の考えであるということで、智頭町をどうしていくかっていうのは、町長が考えることであるので、まずは町長にお伺いさせていただきました。

○議長（谷口雅人） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 部署とか管轄とかいうことがありますよね。誰でも聞けばいいという話ではないんだらうというふうに思います。ですので、教育長の意見を無視して私に聞くというのもいかがなものかというふうに思うんです。教育長の意見を聞いて、その後に、あなたはどう思いますかということなら分かりますけども、最初のかかりが教育長が答えているわけですよね。それを承知の上で、今回の質問をいただいているわけですね。一体だからどっちに聞いてもいいよという話ではないんだと思います。その辺はきちんと部局、教育部局の長の考え方というものを出して聞かれるべきではないかというふうに思うんですけども、どうですかね。私はそういうふうに思います。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） すみません。そういった認識がございました。失礼をしていたのであれば謝りたいと思いますが、でも智頭町の子供たちのことなので、智頭町に対してまずは聞くべきだと思って質問させていただきました。いかがでしょうか、すみません。

○議長（谷口雅人） 町長、答弁を教育長にかえますか。

○町長（金兒英夫） 私の指示することではない。

○議長（谷口雅人） はい、よろしいですね。仲井議員に申し上げます。反問権の趣旨についてはご理解いただけましたか。

答弁者を教育長に変更されての質問を継続されますか。それともこれで止められますか。

仲井議員。

○1番（仲井莖） そうでしたら、教育長にお答えいただいてもよろしいでしょうか。すみません、突然振らせていただいて。お願いします。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 平成27年6月当時、私のほうで答弁をさせていただきました。その当時は、条例の制定については、そのときには必要ないので、検討事項として預らせてもらうというお返事をしたところでした。今現在の心境としましては、状況としましては、こども家庭庁は来年の4月に設置されることが予定されて、これのメインになってくるのは、子ども基本法の制定なんだろうなど。障害者とかいろいろ基本法が制定されておりますけれども、子供の部分がまだ制定されていない、そういうところがポイントになるのかなと思っております。ですから、国の動向を見ながら、智頭町は進めてまいりたいと思うところですが、こども家庭庁が文科だとか厚労省だとか、いろんなところにまたがっていた部分を一括したということですが、本町にあっては、教育も保育も子育て支援も教育委員会は担っておりますが、そこら辺のところは、あまりぶれることはないのではないかなと思っております。もうちょっと国の動向、また、県の動向を見まして、本町も考えてもらいたい、このように考えます。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 答弁いただきました。国の結論を待っていると、いつ決まるか分からないので、町として、独自に早急に条例を制定していただければという趣旨でご質問させていただきました。ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

子どもの権利の保障のために声を出しづらい子供と大人や学校、行政などの間に入り、子供の声を聞き、伝える子供の代弁者の取組が子どもアドボガシーです。昨年に厚生労働省の子どもの権利擁護に関するワーキングチームで、子どもアドボガシーについての提言を取りまとめています。今後、子供の声を聞き、代弁する意見表明支援員の義務化なども進んでいくことと思います。

そこで、まずは本町において、子供たちからどのような困り事の声が届いているのかお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 仲井議員の子供たちから届いている困り事についてお答

えをします。各学校に寄せられた相談内容については、詳細についてはなかなかお伝えすることはできませんが、学校での学習に関すること、また、友人関係、部活のこと、家族のことなど、児童生徒の身近なことについての相談が寄せられているということは把握しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 答弁をいただきました。すみません。続いてになりますが、本町において、実際にどのような体制で子供の声を聞いておられるのかお答えください。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 学校には、教員のほかにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、早期支援コーディネーター、特別支援教育支援員、養護教諭など専門職がおります。児童生徒に寄り添って受容的に話を聞き、児童生徒が望めば、ほかの大人に伝えたり、課題解決の方法を共に考えたり、助言をしたり、そのような活動をしております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 答弁をいただきました。私も実際に智頭小学校と中学校の校長先生にヒアリングを行ってまいりました。今、教育長からお話がありましたように、生徒に対しては、きめ細かな対応がされているということを私も認識しました。しかし話を聞いてみましたら、それ以上の問題点として、子供の声を第一に聞かなければならない先生方の労働環境が非常に過酷で、肝心な子供の声を聞く時間が奪われているという現実でした。教育ビジョンには、教職員の多忙解消・負担軽減の取組をさらに進めるとありますが、実際に先生方に対してはどのような対応をしているのかお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 労働環境があまりよろしくないというヒアリング結果のようですけども、子供たち、児童生徒からの声の把握という部分では、教育相談という形で児童生徒と面談を行い、一人一人の困り事を聞いているほか、中学校では、デイリーノート等を活用して、毎日、担任と生徒のやりとりを行っており、学期に1回、生徒が先生を決めて個別に相談する機会を設けております。また、

定期的にアンケート等を実施し、書面で児童生徒の悩みを打ち明けることができる機会も設定しているところでもあります。なかなか忙しい教員ではありますが、そういうような形に残るもので把握しながら、対応を進めていることが、全部ではないですけれども、そういうような体制もとっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 小学校の校長先生においては、働き方の優先順位を決めたり、教員の働き方改革をされているという話をお伺いしましたが、中学校の校長先生からの話では、やはり部活動がかなり負担になっていて、今、部活を外部に委託するという話も出てきていると思うんですけれども、智頭町では、今どのような対応をしていますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 仲井議員、ちょっと申告の趣旨からずれておりますので、修正した中で質問を続けてください。

仲井議員。

○1番（仲井莖） すみません。子供の声を聞くっていう観点から、まずは子供の声を聞く先生方の働き方をまず改善しないといけないっていう問題点が浮かび上がってきたので、この質問をさせていただきました。できれば回答お願いしたいんですけれども。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 教員の働き方改革の一環として、部活動の外部委託という部分が出ていますけれども、なかなかその部分を、どこの分も外部にということは、小さいまちでは難しいのかなと感じています。県内では、大学を抱えているようなところは、大学生はアルバイトでそういうような外部指導者として使う、そういうようなところもあるようですし、しますけれども、本町にあっては、大学も遠いし、そういうようなことがなかなか難しいのかなというところですが、八頭3町の教育長同士でも、やっぱりそこら辺のところは、ほっといて、困った、困ったではなしに、やはりどうしたらできるんかというようなあたりをちょっとプロジェクトを立ち上げようやというような声も出ておりますので、なかなか難しいことではあるんです。スポねっと、総合スポーツクラブがあるわけですが、こういうところに委託できるかといえば、指導者は5時が回って、5時半とか6時とかも、そういうことになっちゃう。そしたら、中学生の部活は

6時半とか6時とか、そういうことになっている。いろいろと交通の不便さもありますし、小さいまちでは難しい部分もありますけども、でき得る限りの対応はしていかないけんのかなど。協議をこれから進めるところであります。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 私も先生も困っておられて、教育課のほうもいろいろ考えていただいているけれども、これといって答えが出ていないということをおっしゃっていました。私もどうしたらいいかはちょっと答えは出ないんですけども、やっぱり、まずは先生の働く環境を整えない限り、子供の声まで聞くってところまでいかないと思いますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。

では最後に、本町でのアドボガシーへの取組の可能性について、取り組んでいけるかどうかお伺いしたいんですけども。お願いします。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） アドボガシーなかなか聞き慣れない言葉でして、私も今回の仲井議員の質問に当たって勉強をさせていただきました。その前にちょっと部活の件でもう1件言うとかないけんことがあります。教員の働き方改革で大変は大変なんですけども、やはり、いまだにって言い方悪いな。今も熱血教員はおりまして、部活命というような教員もおりますんで、学校での学力、学習だけじゃなしに、やはり部活を通して子供たちのコミュニケーション、また、そういうような意見の吸い上げですね。そういうようなことも行われているという実態もありますので、部活を単純に教員から引き離すということはいかかなものかという部分もあることをご承知ください。

アドボガシーの件ですが、児童生徒の権利に関する条約において、児童の意見を表明する権利等について定められておりますけども、学校教育は、教育の目的である人格の完成、平和で民主的な国家及び社会の形成の育成、心身ともに健康な国民の育成を達成するために行われます。その教育目的を達成するために、児童生徒等に対して合理的な範囲内で必要な指導や指示を行うことができるとされており、子供たちの意見を必ず反映することを求めているわけではないことから、学校教育において、一般的に子どもアドボガシーで満たされている独立した子供の声を聞く体制づくりは現状では難しいのかなと感じております。

どちらかというところ、子どもアドボガシーは学校教育というよりは、福祉や地域社会の中で実現することができるのではないかと考えますが、学校教育において

も子供たちの意見を聞き、丁寧に受け止めることは大切なことであり、引き続き子供たちの目線で、子供たちを中心に据えた学校運営を行い、子供たちが安心して過ごせるよう、子供たちに寄り添った学校教育を大切にしていきたい、このように考えております。

子どもアドボガシー、子供の立場の代弁ということですが、生徒が学校運営、例えば、制服等の校則がありますよね。これは教員のほうから一方的に決めて、こうむきにしなさいってということじゃなしに、やはり生徒会を中心に、子供たちの納得の上でそういうことを決めていく、検討していく、その上で、みんなが納得の上だったら、校則はここままでいきましょう、みんなでやろうやという、そういうものだろうと思っております。学校のほうには、いろいろ不都合などか、今の時代に合わない校則等も私も感じていましたので、そここのところは、子供の意見を聞いて、やっぱり今の時代に合うことを考えていかないけんじゃないかということでも話をしております。

また、このコロナの中で、やはり大人や関係者が一方的に子供の意見を聞くまでもなく、やっぱり決めざるを得ない、そういうようなことがあります。このたびの来週から行きます中学校の修学旅行も山陰方面ということですが、これの選定なんかも、なかなか子供たちは、そりゃ沖縄に行きたかったり、東京に行きたかったり、それやったら京阪神とか、そういう気持ちはあるんですけども、やはり安全安心という部分を優先すると、大人の意見になりますけども、山陰方面、そういうようなことで実施するようすし、それから、部活動も急にコロナの関係で休止しますよとか、対外試合はできませんよとか、このような、これを大人のほうから一方的にですよね。そういう部分がやはり子供たちの意見を聞く状況になかった。余力というか、そういう環境になかったということが残念だなと思う。いろいろなコロナで弊害が生まれているということも感じております。

そういうようなことで、子どもアドボガシーについては、体制づくりが今のところはちょっと難しいですけども、そういうような子供の目線で、子供を中心に進めてまいりたい。そここのところは、やはり聞く耳を持つ、見る目を持つ、そこから辺のところしていくのかな、いかざるを得んのかなと、そういうことであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 仲井議員。

○1番（仲井莖） 答弁をいただきました。コロナ禍で子供の意見を優先させる

ってというのは難しかったと思いますが、常々子供の意見を聞きながら、アドボガシーという視点を忘れずに子供たちと接していただきたいなと思います。

子供に優しいまちづくりをしていきたいと思っていますので、今後も私も勉強しながら活動していきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（谷口雅人） 以上で、仲井荃議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、散会します。

散 会 午後 3時58分



地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年6月9日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 仲 井 莖

智頭町議会議員 西 尾 寿 樹